第 10 次森町総合計画策定に向けた
基礎調査報告書

【目　次】

1.1. 上位関連計画の整理 1
1.1.1. 国の主な計画 1
1.1.2. 県の主な計画 6
1.1.3. 町の主な計画 12
1.2. 森町の概況の整理 21
1.2.1. 人口等の状況 21
1.2.2. 土地利用等の状況 25
1.2.3. 産業の状況 29
1.2.4. 地域幸福度（ウェルビーイング）指標 33
1.2.5. その他の状況 36
1.3. 近隣自治体・類似自治体との比較 39
1.3.1. 人口等の状況 40
1.3.2. 産業の状況 44
1.3.3. その他の状況 46
1.4. 社会経済情勢の変化 49

令和 7 年 12 月

1.1. 上位関連計画の整理

1.1.1. 国の主な計画

国土強靭化基本計画	
策定年月	計画期間
令和５年７月	―
将来像・目標等	

【国土強靭化の理念】

いかなる災害等が発生しようとも、

①人命の保護が最大限図られること

②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・ 経済社会の構築に向けた「国土強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

【国土強靭化を推進する上での基本的な方針（５本柱)】

・国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理

・経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化

・デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化

・災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化

・地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

【施策分野ごとの推進方針】

（個別施策分野）

■行政機能／警察・消防等／防災教育等分野　■産業構造分野

■住宅・都市分野　■交通・物流分野

■保健医療・福祉分野　■農林水産分野

■エネルギー分野　■国土保全分野

■金融分野　■環境分野

■情報通信分野　■土地利用（国土利用）分野

（横断的分野）

■リスクコミュニケーション分野　■老朽化対策分野

■人材育成分野　■デジタル活用分野　■官民連携分野

計画概要

・国土強靭化基本計画（平成 26 年６月）の見直し版である。

・見直しにあたり考慮すべき事項と情勢の変化として追加された視点は以下のとおり。

<u>○社会情勢の変化に関する事項</u>

気候変動の影響、グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現、国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給、SDGS との協調、デジタル技術の活用、パンデミック下における大規模自然災害

<u>○近年の災害で得られた新たな知見</u>

災害関連死に関する対策、コロナ禍おける自然災害対応

・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 10 条に基づく計画で、国土強靭化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）

国土のグランドデザイン 2050　～対流促進型国土の形成～	
策定年月	計画期間
平成 26 年 7 月	2050 年を見据えた国土づくりの理念や考え方

将来像・目標等

【基本的な考え方】

・コンパクト＋ネットワーク

行政や医療・福祉、商業等、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）し、各地域をネットワーク化することにより、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保

【基本理念】

・多様性（ダイバーシティ）
・連携（コネクティビティ）
・災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）

【基本戦略】

①国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築
②攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり
③スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成
④日本海・太平洋２面活用型国土と圏域間対流の促進
⑤国の光を観せる観光立国の実現
⑥田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出
⑦子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築
⑧美しく、災害に強い国土
⑨インフラを賢く使う
⑩民間活力や技術革新を取り込む社会
⑪国土・地域の担い手づくり
⑫戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応

計画概要

・本グランドデザインなどを踏まえ、国土形成計画の見直しに着手する。
・今後、本グランドデザインを素材として、我が国の未来の国土や地域の姿について、国民の間で活発な議論が展開されることを目指す。

国土形成計画（中部圏広域地方計画）	
策定年月	計画期間
平成 28 年３月	2050 年を見通しつつ、今後概ね 10 年間

将来像・目標等

【中部圏の目指すべき将来像】

暮らしやすさと歴史文化に彩られた “世界ものづくり対流拠点－中部”

・世界の中の中部･･･世界最強・最先端のものづくり産業・技術のグローバルハブ

・日本の中の中部　中部の中の人々･･･リニア効果を最大化し都市と地方の対流促進、ひとり一人が輝く中部

・前提となる安全・安心、環境･･･南海トラフ地震などの災害に強くしなやか、環境と共生した国土

【将来像実現に向けた基本方針と具体的方策】

■方針１：世界最強・最先端のものづくりの進化

・我が国の成長を担う産業の強化 ～企業の国内回帰・海外の対日投資を呼び込む～

・高度なものづくり技術の活用による新たな産業の創生

・水素社会実現など新しい世界モデルの提示

・国際競争力を支える産業基盤の強化

■方針２：スーパー・メガリージョンのセンター、我が国の成長を牽引

・リニアを活かした新たな中部圏の形成 ～日本のハートランド・中部～

・リニア効果の中部・北陸圏への広域的な波及

・国際大交流時代を拓く観光・交流

■方針３：地域の個性と対流による地方創生

・コンパクト＋ネットワーク

・広域的な連携により創り出す都市圏・地方圏の形成

・地域産業の活性化による地域活力の維持・発展

・地域の個性を活かした交流連携の創出

・快適で安全・安心な生活環境の構築

■方針４：安全・安心で環境と共生した中部圏形成

・災害に対して粘り強くしなやかな国土の構築

・環境と共生した持続可能な地域づくり

・国土の適切な保全

・インフラの維持・整備・活用

■方針５：人材育成と共助社会の形成

・中部圏を支える人材の育成と確保

・全ての人々が参画し輝く社会の形成

・多様な主体による共助社会づくり

・誰もが愛着と憧れを持ち､働き住み続けたくなる地域づくり

・医療・介護、福祉における安心な暮らしの確保

計画概要

・ リニア中央新幹線東京・名古屋・大阪の全線開業により、世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成が期待される。中部圏は、そのセンターとしての役割を担っていく中で、差し迫る人口減少・高齢化に適応し、安全・安心で、リニア効果を最大限発揮し得る中部圏を構築していくための指針として本計画を策定する。

・ 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の５県を対象とし、隣接する首都圏や近畿圏、北陸圏等との連携を踏まえた計画とする。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）	
策定年月	計画期間
令和５年 12 月	2023 年度から 2027 年度の５年間

将来像・目標等

【デジタル田園都市国家構想の実現のために】

デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。

【デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向】（取組方針）

（１）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

①地方に仕事をつくる

②人の流れをつくる

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④魅力的な地域をつくる

（２）デジタル基盤整備

①デジタルインフラの整備

②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

③データ連携基盤の構築

④ICT の活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備

⑤エネルギーインフラのデジタル化

（３）デジタル人材の育成・確保

①デジタル人材育成プラットフォームの構築

②職業訓練のデジタル分野の重点化

③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成

④デジタル人材の地域への還流促進

⑤女性デジタル人材の育成・確保

（４）誰一人取り残されないための取組

①デジタル推進委員の展開

②デジタル共生社会の実現

③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正

④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立

⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

計画概要

・「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第８条第１項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年 12 月 23 日閣議決定）について、同条第６項の規定に基づき変更するものである。

・デジタル行財政改革の動きや「当面の重点検討課題」（令和５年６月 16 日デジタル田園都市国家構想実 現会議決定）に掲げた施策の進捗状況や「日本の将来推計人口（令和５年推計）」などを踏まえ、今般、総合戦略を改訂するものである。

地方創生 2.0 基本構想	
策定年月	計画期間
令和７年６月	―

将来像・目標等

【目指す姿】

我が国の基盤である「強い」経済と、「豊かな」生活環境を更に発展させ、その基盤の上に、地域や人々の多様性が、国民の多様な幸せ、「新しい日本・楽しい日本」を創り出していく。

【地方創生 2.0 の基本姿勢・視点】

（１）人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
（２）若者や女性にも選ばれる地域づくり
（３）異なる要素の連携と「新結合」
（４）ＡＩ・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
（５）都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
（６）好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）

【政策の５本柱】

（１）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
（２）稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
（３）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
（４）新時代のインフラ整備とＡＩ・デジタルなどの新技術の徹底活用
（５）広域リージョン連携

計画概要

・ 2014 年に「地方創生」を開始して以降、まち・ひと・しごと創生法の制定、政府関係機関の地方移転や地方創生の交付金などにより、全国各地で地方創生に向けた取組が行われ、様々な好事例が生まれたことは、大きな成果である。一方、こうした好事例が次々に「普遍化」することはなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった。
・ 「地方創生 2.0」は、10 年前の「1.0」ではなく、これを全く新しいものにするという意味を込めて名付けており、「地方創生 2.0」を「令和の日本列島改造」として、力強く進めていく。「地方創生 2.0」は、単なる地域活性化策ではない。我が国の活力を取り戻す経済政策であり、多様な幸せを実現するための社会政策であり、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営みである。
・ 本基本構想は、今後 10 年間を見据えた「地方創生 2.0」の方向性を提示するものである。

1.1.2. 県の主な計画

美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）	
策定年月	計画期間
令和２年３月	―
将来像・目標等	

【基本理念】

国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた美しく品格ある地域づくりを進めるとともに、地域の実情を踏まえ、自然との共生、環境との調和、美しい景観の創造と保全を図ることにより、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す。

【基本目標】

いかなる災害等が発生しようとも、

①人命の保護が最大限図られること

②地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④迅速な復旧復興

を基本目標とする。

国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に則って取り組む

【特に配慮すべき事項】

（１）複合的・長期的な視点による施策の推進

（２）良好な景観の形成と保全

（３）防災人材の育成・活用

（４）民間防災の促進

（５）国や他県、関係団体等との連携

（６）日本の国土強靱化への貢献

（７）国際貢献

（８）その他

【対象とする災害】

本県の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」と、ひとたび噴火が起こると広域かつ長期的な影響が想定される「富士山噴火」の二つの災害を中心とし、風水害や高潮、土砂災害、伊豆東部火山群の噴火などを含めた、大規模自然災害を対象とする。

計画概要

・本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本県の計画等の指針となるべきものである。

静岡県の新ビジョン（総合計画）　後期アクションプラン	
策定年月	計画期間
令和４年３月	2022 年度から 2025 年度の４年間

将来像・目標等

【基本理念】

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり

～東京時代から静岡時代へ～

【目指す姿】

「県民幸福度」の最大化

【５つの基本方向と 12 の政策】

■安全・安心な地域づくり

・政策１：命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化）

・政策２：安心して暮らせる医療・福祉の充実

■持続的な発展に向けた新たな挑戦

・政策３：デジタル社会の形成

・政策４：環境と経済が両立した社会の形成

■未来を担う有徳の人づくり

・政策５：子どもが健やかに学び育つ社会の形成

・政策６：“ 才徳兼備” の人づくり

・政策７：誰もが活躍できる社会の実現

■豊かな暮らしの実現

・政策８：富をつくる産業の展開

・政策９：多彩なライフスタイルの提案

・政策 10：地域の価値を高める交通ネットワークの充実

■魅力の発信と交流の拡大

・政策 11：“ふじのくに”の魅力の向上と発信

・政策 12：世界の人々との交流の拡大

計画概要

・本県は、富士の名称を４字の熟語にした「富国有徳」を県政の基本理念とし、物心ともに豊かな「富」を築き、有徳の人材の「士」を育てることを基本方針としている。これら基本理念・基本方針の下、2018 年３月、概ね 10 年後の目指す姿を描く「基本構想」と、構想を実現するための最初の４年間の具体的取組を示す「基本計画」で構成する静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」を策定した。

・当初定めた「基本構想」をもとに、2018 年度から 2021 年度までの「基本計画」の見直しを行うに当たっては、2020 年初頭から世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響や、地球規模での気候変動危機への対応を踏まえた改定が必要なため、当初計画の政策体系部分も含めて見直しを行い、新たな「後期アクションプラン」として策定するものである。

美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン	
策定年月	計画期間
令和２年３月	－
将来像・目標等	
【目指すべき将来の方向】 ・若い世代の子どもを２人以上持ちたいとする希望をかなえる ・本県で働き、住みたいとする希望をかなえ、東京圏への一極集中に歯止めをかける ・日本一「安全・安心」な県土を築き、県民の不安を払拭する 【人口の将来展望】 ■本県人口の長期的な見通し（社人研推計ベース） ・2060 年　人口：238 万 7 千人　高齢化率：38.5％ ■本県が目指す将来の姿　～将来にわたって活力ある静岡県を維持する～ ・2060 年において、人口は 300 万人程度の人口を確保（※長期的には 290 万人程度で安定的に推移） ・高齢化率は 33.9％(2045 年)をピークに低下し、25％程度（2080 年以降）で安定 76 歳までを社会で元気に活躍できる世代と捉えるならば、15％程度まで低下（2080 年以降）	
計画概要	
・長期人口ビジョンは、静岡県における人口減少の現状を分析し、本県が中長期的に目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであり、人口減少に関する県民との意識の共有化を図るものである。	

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想・第３期基本計画	
策定年月	計画期間
令和４年３月	2022 年度から 2027 年度までの６年間

将来像・目標等

全体構想

【基本目標】

目指す姿：安全・安心で魅力ある県土の実現　～SDGs のフロントランナー～

・【安全・安心】想定される大規模地震・津波による犠牲者⇒最小

・【経済・産業】一人あたり県民所得・実質県内総生産⇒早期回復と持続的発展

・【暮らし・環境】人口の社会増減率⇒増加

・【社会基盤】地域の基幹となる道路の供用率（延長）⇒上昇

・【SDGS】温室効果ガス排出量削減率：2050 年カーボンニュートラルの実現

【基本目標の達成に向けた基本戦略】

基本戦略１　沿岸・都市部のリノベーション【再生】

基本戦略２　内陸・高台部のイノベーション【革新】

基本戦略３　対流型都市圏から「地域循環共生圏」への発展的展開

基本戦略４　多彩なライフスタイルの実現～コロナ禍で変化するライフスタイル～

【第３期基本計画（2022～2027）の取組】

・ふじのくにフロンティア推進区域の早期完了

・ふじのくにフロンティア推進エリアの展開

・地域間の共生・対流を踏まえた環境と社会・経済が調和した「地域循環共生圏」の発展的展開

■ふじのくにフロンティア推進区域の進捗状況（森町）令和５年１月時点

・遠州森町 PA 周辺有効活用推進区域：完了

・森掛川 IC 周辺次世代産業集積区域：完了

・内陸部への移転企業の受け皿確保区域：完了

計画概要

・ コロナ禍により一変した社会経済や地球規模の気候変動危機等の大きな変化課題に迅速・的確に対応していくため、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想を改定するとともに、第３期を１年前倒して令和４年度から取り組むため、第３期基本計画を策定。第３期においては、第１期と第２期の取組を進めつつ、県内全域で地域特性を活かした「地域循環共生圏」を形成し、環境と経済が両立する社会を目指すものである。

ふじのくに DX 推進計画	
策定年月	計画期間
令和４年３月	2022 年度から 2025 年度までの３年間

将来像・目標等

全体構想

【目指す姿】

いつでも どこにいても 必要なものや サービスを 受けられる、 豊かで 持続可能な社会

【基本理念】

「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」

〇デジタル機器に不慣れな人等を取り残さない 対策の推進

・県内市町のＤＸ推進をきめ細かく支援

・誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を 実現

〇デジタル化の利便性を実感できる機会の 創出

・利用者目線でわかりやすい仕組みを構築

・使い勝手の良いＵＩ（ユーザーインターフェース） やＵＸ（ユーザーエクスペリエンス）を提供

〇デジタル技術を安心して活用できる環境の 整備

・個人情報の保護や不正利用の防止を徹底

・防災分野等において、デジタル技術を積極的に 活用

〇自由で多様なライフスタイルへの転換の 促進

・オープンデータの活用により、新たな価値を創造

・デジタル技術を活用してシェアリングエコノ ミー等を推進し、持続可能な社会を実現

【推進方針】

デジタル技術が支える新しい静岡 ～場所、時間、所有、言語の制約から解放された共創社会の実現～

・目指す姿①：日々のデータが、日常生活に活用される暮らしの実現

・目指す姿②：場所や時間を選ばずに、知識や技能を共有できる学びの場づくり

・目指す姿③：バーチャルとリアルの融合が生み出す新しい働き方と新たな産業の創出

・目指す姿④：言語や障害等の壁を越えた新しいコミュニティの創造

【政策の柱】

・デジタル化の推進に必要なデバイド対策の実施

・超スマート社会の実現に向けた環境整備

・デジタル技術の実装の促進

・新しい生活様式への対応

・データの分析・利活用の推進

計画概要

【位置づけ：名称・期間】

・ 静岡県総合計画の分野別計画

・ 静岡県高度情報化推進規程第３条に基づく「高度情報化基本計画」

・ 官民データ活用推進基本法第９条に基づく「官民データ活用推進計画」

※10 年後の目指す姿を設定した上で、本計画はその実現に向けた第１期に位置付け ⇒目指す姿からのバックキャストで計画を策定し、 静岡県のＤＸを推進するもの

【位置づけ：フレーム】

・ 基本理念に基づき、３つのフィールド（県庁、市町、地域社会）に おいて政策（施策）を展開し、目指す姿（10 年後の静岡県）を実現するものである。

静岡県次期総合計画［経営方針等］	
策定年月	計画期間
令和７年３月	2025 年度から 2029 年度までの４年間

将来像・目標等

全体構想

【目指す姿】

「幸福度日本一の静岡県」

県民の幸福実感という「主観的要素」を加え、政策が県民のウェルビーイング向上にどう影響するのかを分析・検討することなどにより、県民意識を踏まえて政策を充実・強化

【県政運営の基本理念】

「ＬＧＸ（ローカル・ガバメント・トランスフォーメーション）」

・視点①：将来世代に対して責任を負う【判断軸】
・視点②：最少の経費で最大の効果を挙げる【判断軸】
・視点③：新しいことへの挑戦【対応力】
・視点④：スピード感を持った対応（巧遅より拙速）【対応力】
・視点⑤：「人」を活かす【ベース】

【政策体系】

■Ⅰ.未来を創る力

【Ⅰ－１：産業】

①イノベーションの創出と次世代産業の振興 ②県内中小企業の競争力強化と成長支援 ③産業人材の確保・育成と DX の推進 ④農林水産業の競争力の強化と人材の確保・育

【Ⅰ－２：環境・エネルギー】

①脱炭素社会の構築 ②循環型社会の構築 ③豊かな自然環境の保全と継承

【Ⅰ－３：観光・交流・インフラ】

①観光振興の推進 ②国内外との交流促進 ③交通インフラの強化

■Ⅱ.豊かな暮らし

【Ⅱ－１：こども・教育】

①こどもまんなか社会の実現 ②未来を切り拓く力を育む教育の実現 ③教育環境の充実

【Ⅱ－２：健康福祉】

①医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸 ②自分らしく暮らせる長寿社会づくりの推進 ③障害のある人や困難を抱える人との支え合い社会の実現

【Ⅱ－３：暮らし・文化】

①誰もが尊重し合える共生社会の実現 ②多様な働き方と活力ある地域の推進 ③スポーツの振興 ④文化・芸術の振興

■Ⅲ.県民の安心

【Ⅲ－１：防災・安全】

①防災・減災対策の推進 ②防疫対策の強化 ③安全な生活の確保

【目指す姿の実現に向けた重点取組】

○ 新たな産業活力の創造
○ 再生可能エネルギー
○ 次世代モビリティ
○ 地域交通のリ・デザイン
○ こども・子育て支援の充実
○ 医療・福祉人材の確保
○ 多文化共生社会の構築
○ 伊豆半島をはじめ防災の推進

計画概要

・本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に規定する「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての性格を有するものである。

1.1.3. 町の主な計画

第９次森町総合計画	
策定年月	計画期間
平成 29 年３月	2016 年度から 2025 年度の 10 年間
将来像・目標等	

【将来像】

住む人も訪れる人も「心和らぐ森町」

【まちづくりの基本理念】

基本理念Ⅰ：「人の輪」～ 外部との交流 ～

基本理念Ⅱ：「対話」～ 信頼の構築 ～

基本理念Ⅲ：「調和」～ 人と自然 ～豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり

【まちづくりの基本の柱】

■基本の柱１：保健･医療･福祉～みんなで助けあう健やかなまち～

・いつまでも「いきいき」過ごせるまちをつくる

・「お達者」で暮らせるまちをつくる

・子育て・子育ちしやすいまちをつくる

■基本の柱２：教育･文化～先人に学びみんなで育むまち～

・「ひと」と「ひと」が育みあうまちをつくる

・歴史に学び多様な文化を継ぐまちをつくる

■基本の柱３：活力･情報発信～交流が盛んでにぎわうまち～

・調和のとれた居心地のよいまちをつくる

・町の魅力や情報を広く効果的に発信するまちをつくる

・地域の宝・資源を最大限にいかしたまちをつくる

■基本の柱４：産業振興～活気あふれる産業のまち～

・活力が持続できるまちをつくる

・新たな活力が生まれるまちをつくる

■基本の柱５：安心・安全～いつまでも暮らせるやすらぎのまち～

・安全・快適に暮らせるまちをつくる

・災害に強い、地域防災力の高いまちをつくる

・コミュニティ豊かな地域活動が活発なまちをつくる

■基本の柱６：自然環境～豊かな自然があふれるまち～

・緑豊かな自然あふれるまちをつくる

・自然環境と共存するまちをつくる

計画概要

・ 基本構想に定めた将来像の実現と、基本構想に基づく施策を戦略的に推進するため、６つの基本の柱ごとに計 15 の施策の基本方向を設定し、各分野の施策・事業の推進を図る。なお、基本計画に示す各施策・事業は、2015（平成 27）年度策定の森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の実現とも連動し、少子高齢・人口減少社会に立ち向かうために一体的な推進を図るものとする。

第２期森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	
策定年月	計画期間（総合戦略）
令和３年３月	2021 年度から 2025 年度の５年間

将来像・目標等

○人口ビジョン

【目指すべき将来の方向性】

・ 若年世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、人口減少に歯止めをかける。
・ 家族形成期世帯の定住、一時転出層の呼び戻し、外部からの流入を促す。
・ 産業の振興と地域内での安定的な雇用の確保や、地域資源を活かした新たなにぎわいを創出する。
・ 町民誰もが安全・安心に暮らせる生活環境を維持、整備する。

【人口の将来展望】

「2060（令和 42）年に約 13,000 人を確保する」

- 出生率を向上する（合計特殊出生率）：2035（令和 17）年までに 2.07 を実現、2035 年以降もこれを維持する
- 社会移動を抑制する：2025（令和７）年以降の社会移動（転出入数）を均衡とする

○総合戦略

【基本的な考え方】　「人が活き・人とふれあい・“森 もりまち ”に暮らす」

【基本目標】

■基本目標１：『ひと』を育む ～“森”に学び育つ～

①子育て支援の充実
②若い世代の結婚・出産に対する意欲喚起
③子どもを守り・育む環境づくり
④教育力の強化・教育レベルの向上

■基本目標２：『魅力』と『交 流』をつくる ～人とふれあう～

①「遠州の小京都」を核とした交流・集客の創出・拡大
②広域交流ネットワークの形成
③地域ブランドの創造・プロモーション

■基本目標３：『しごと』をつ くる ～人を活かす～

①多様な人材の活躍の推進
②働きやすさの向上
③地場産業・既存産業の振興・活性化
④起業創業、新産業の進出等の支援

■基本目標４：『安心』をつくる ～“森”との共生～

①健康長寿の延伸・元気な高齢者づくり
②定住環境としての魅力向上と移住促進
③町民活動・地域活動の活性化と効率的な行政経営
④災害対策の推進

■横断視点

①新しい時代の流れを力にして誰もが活躍できる地域をつくる
②遠州の小京都として魅力を高め「住みやすく」「訪れたくなる」地域をつくる

計画概要

・ 「第２期森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国や静岡県が示す方向性を踏まえるとともに、総合計画をはじめとする町の各個別計画との整合に留意して策定するものである。

第３次 森町国土利用計画	
策定年月	計画期間
令和２年８月	2016 年度から 2023 年度までの８年間

将来像・目標等

【土地利用の基本方針】

（１）連携と協働で支える土地利用の推進

・ 町民や関係者の土地利用に対する意識の啓発を図りつつ、町民や地域が主体となって進める個性ある、地域づくりを促進するとともに、多様な主体の参加や協働による、森林、農用地の適正管理や環境保全活動等を支援する。

（２）安全・安心に暮らし続けることができる土地利用の推進

・ ハード・ソフト施策を組み合わせた総合的な防災・減災まちづくりを推進する。この際、防災・減災だけでなく、まちの利便性・魅力を高める取組と併せて取り組むことに配慮する。また、万が一、大規模災害が起きた場合に備え、復旧・復興までを見据えた土地利用を推進する。

（３）自然や歴史・文化と調和した土地利用の推進

・ 恵まれた自然環境の保全を基本とし、それらと都市機能の調和・共生をめざすとともに、地域固有の歴史・文化資源の継承と活用により、郷土愛にみちた個性ある土地利用を推進する。

（４）２つのインターチェンジを活用した交流と活気を生む土地利用の推進

・ ヒト・モノ・コトを町に繋ぎとめるとともに、町外からも引き込むことを目指し、森町の豊かな自然資源や歴史・文化資源に加え、近年開通した新東名高速道路の森掛川インターチェンジや遠州森町スマートインターチェンジなど、交流と産業振興のための資源を活用していくことが肝要である。今後も、このような交流の活性化や産業振興に係るポテンシャルを活かし、それらと連携した交流環境の充実や産業振興のための環境づくりなど、新たな交流と活気を創出していくための土地利用を推進する。

（５）広域的視点からの土地利用の推進

・ 周辺自治体と協調し、多様な分野において連携を図りながら、それぞれの課題に応じた適切な視点から、より効果的な土地利用を推進する。

（６）多面的な土地利用の推進

・ 市街地や集落では暮らし・生業・観光に一体的に取り組み、農用地では農業・ 農村の有する多面的機能が維持・発揮できるよう、担い手に集中する水路、農道等の管理を地域で支え、美しい景観や豊かな生態系等の農村環境を保全する、多面的な土地利用を推進する。

計画概要

・第３次森町国土利用計画は、土地基本法における「土地についての公共の福祉優先」等の基本理念を踏まえ、国土利用計画法第８条の規定に基づき、森町の区域における、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、土地の利用に関する基本的事項を定めるものである。 この計画は、国土利用計画（全国計画及び静岡県計画）を基本とし、第９次森町総合計画（平成 29 年３月）に即して策定したものである。

森町都市計画マスタープラン	
策定年月	計画期間
令和２年３月	2020 年度から 2040 年度までの 20 年間

将来像・目標等

【まちづくりの方向】

■森町における「豊かな暮らし」の維持

① 人口減少時代における身の丈にあった「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくり

② 「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりに取り組む際、大切にすべき「豊かな暮らし」

③ 森町における「豊かな暮らし」の維持に向けて

■総合計画で掲げるまちの将来像

「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現

【求められるまちづくりの方向性】

・ 第９次森町総合計画が掲げる「住む人も訪れる人も 心和らぐ森町」を実現し、「豊かな暮らし」を維持していくために、必要なまちづくりのテーマ、まちの規模、まちの形（将来都市構造（３つの視点で見直し））を設定し、まちづくりを進めます。

【まちづくりのテーマ】

「医・職・住」×「交流」のまちづくり

【まちの規模】

〇人口規模

・ 「豊かな暮らし」を維持していくために必要な将来の人口規模は、「森町人口ビジョン及びまち・ひ と・しごと創生総合戦略」の目標値を踏まえ、2040 年に約 15,000 人とすることを目指します（人 口ピーク以降の人口減少を緩やかにするため、2025 年に 17,000 人（第９次森町総合計画の目標 値）、2060 年に 13,000 人を確保）。

〇市街地規模

・ 市街地の面的な規模については、効率的な都市経営を図るため、原則として拡大を抑えていきます。既に都市機能や人口が集積している拠点及び、その周辺の公共交通の利便性が高い既成市街地において、集約型の都市構造を形成していくことで、コンパクトで暮らしやすく、周辺の自然的環境を保全し、環境負荷を低減するまちづくりを進めます。

【まちの形（これからのまちの形の考え方）】

・「森町」の価値を高める、コミュニティごとのまちづくりと連携

・ 暮らし・生業・観光の複合的なまちづくり

・ 町に足りないものを補う、広域でのまちづくり

計画概要

・ 「森町都市計画マスタープラン」は、「第９次森町総合計画」や「中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画分野の各種個別計画を総括し、調整する計画として定めます。また、まちの持続に必要な土地利用や施設整備を誘導し、目指すべきまちの将来像を実現していくため、同時に「森町立地適正化計画」、「用途地域外における地区計画適用方針」を定め、併せて都市計画の分野だけでなく、他分野との連携や整合を図る。

森町立地適正化計画	
策定年月	計画期間
令和２年３月	2020 年から 2040 年までの 20 年間

将来像・目標等

【立地適正化計画の基本方針】

立地適正化計画により、豊かな暮らしを支える「コンパクト＋ネットワーク」を実現

【立地適正化計画のテーマ】

① 暮らし、歴史・文化、農業等のエネルギーを「交流」で束ね、中心拠点を持続・運営

② 公共交通と自動車を併用し、「生活の足の維持」と「人の呼び込み」を実現

③ 地域ごとの個性を磨くなかで、緩やかに適切な居住の密度を誘導

【都市機能と居住の誘導方針】

①「森町の維持」に不可欠な都市機能を、中心拠点内で堅持

② 暮らしやすさを高める施設、交流を促進する施設を、誘導施設に位置付け

③ 中心拠点の「低・未利用地」を上手く使い、都市機能や居住の密度を緩やかに向上

【計画の推進に向けた数値目標と評価検証】

① 社会移動の均衡、居住誘導区域内の人口割合の増加

目標指標	現況値：2015 年	目標値：2040 年	数値の把握方法
「転入者数」－「転出者数」	−73 人	＋0 人以上	住民基本台帳
都市計画区域内人口に対するまちなか居住促進区域内人口の割合	29%	29%以上	国勢調査をもとに GIS を活用し推計

② 町全体の暮らしを支える都市機能の維持

目標指標	現況値：2019 年	目標値：2040 年	数値の把握方法
まちなか居住促進区域内の公立病院数	2	維持	－
まちなか居住促進区域内の子育て・教育施設数	5	5 以上	－

③ 多様な交通手段の利用の増加

目標指標	現況値(調査年)	目標値：2040 年	数値の把握方法
自動車以外の交通手段分担率	19%（2010）	19%以上	国勢調査 PT 調査等
バスを「利用する」割合	20%（2016）	20%以上	町による アンケート等

計画概要

・「森町立地適正化計画」は、「第９次森町総合計画」や「中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画に即し、「森町都市計画マスタープラン」の一部として、「用途地域外における地区計画適用方針」とともに、将来目指すべき都市像の実現を図るための計画である。計画の推進に際しては、都市計画の分野だけでなく、他分野との連携や整合を図るものである。

森町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	
策定年月	計画期間
令和５年５月	2023 年度から 2027 年度までの５年間

将来像・目標等

【森町のデジタル推進政策の将来像】

「デジタルの力で、もっと人にやさしく心和らぐ森町」

【デジタル政策推進に向けた施策の方向性】

（１）行政の DX：（目標）DX による業務刷新で行政運営が維持・向上する

■社会の変化への適応

①庁内の情報システムの標準化・共通化

②職員の教育・意識改革

③セキュリティ対策の徹底

■業務効率化

①業務の見直し

②ＡＩ・ＲＰＡの利用推進

（２）住民サービスの DX：（目標）DX で誰にとっても便利な役場へ

■多様な手段の提供

①行政手続のオンライン化・ワンストップ化

②マイナンバーカードの普及促進

③キャッシュレス決済の推進

④情報発信の多様化

■デジタル利用の支援

①町民のデジタルデバイドの解消

（３）地域の DX：（目標）DX で地域を支え、地域を高める

■地域の安心・安全

①デジタルを活用した防災

■地域の活性化

①デジタルによる地域資源の活用

②データを活用したまちづくり

③町民や民間との協働の推進

計画概要

・本計画は、本町のまちづくりの中長期的な指針となる『第９次森町総合計画』に関連する個別の計画として位置付ける。また、本町における出生率の向上や社会移動の改善を図るため、重点的に取り組むべき施策・事業を示した『第２期森町まち・ひと・しごと創生総合戦略』や、ハード事業を中心とした施策により、「遠州の小京都まちづくり」のさらなる推進に取り組 む『遠州の小京都リノベーション推進計画』をはじめ、本町が策定した各種個別計画と整合性を取っている。

・加えて、本計画は、『デジタル社会形成基本法』に基づき政府が策定した『デジタル社会の実現に向けた重点計画』や『デジタル田園都市国家構想』、静岡県が策定した『ふじのくにＤＸ推進計画』等とも整合性を図っている。

遠州の小京都まちづくり基本構想	
策定年月	計画期間
平成 27 年３月	―

将来像・目標等

【『遠州の小京都・森町』のまちづくりの目標】

まち・人・ものに息づく文化・伝統を育み　みんなの「絆」でもてなすまちづくり

【まちづくりの基本方針】

みんなで『遠州の小京都・森町』を「継承する」「発信する」「もてなす」

【まちづくりの推進に向けたねらい・方向】

■みんなで『遠州の小京都・森町』を継承する

《ねらい》

「遠州の小京都・森町」への理解を深め、歴史的な価値の保全や伝統文化を守り伝えるとともに、歴史文化を活かして魅力を高める。

《取り組みの方向》

・「遠州の小京都」について学ぶ
・「遠州の小京都」を意識した啓発活動の推進（教育など）
・舞楽やまつり文化の伝承
・伝統的産業の継承

■みんなで『遠州の小京都・森町』を発信する

《ねらい》

「遠州の小京都・森町」の知名度と集客を高めるため、その魅力を発信する。

《取り組みの方向》

・「遠州の小京都」のＰＲ
・「遠州の小京都」にまつわる観光コースや体験プログラムの構築

■みんなが『遠州の小京都・森町』でもてなす

《ねらい》

来訪者が何度も訪れたくなる「遠州の小京都・森町」にしていくため、 森のまち・人・ものを活かしておもてなしをする。

《取り組みの方向》

・「遠州の小京都」を感じられる町並みや景観の保全・整備・活用
・「遠州の小京都」ゆかりの地の整備
・「遠州の小京都」のおもてなし体制の充実
・「遠州の小京都」を意識した商品でおもてなし

計画概要

・「遠州の小京都」について理解を深めるとともに、「遠州の小京都」にふさわしいまちづくりを進め、「遠州の小京都・森町」を広くＰＲし、町の活性化を図るため、平成 25 年度に「遠州の小京都まちづくり推進会議」が設置された。本会議及び作業部会では、「遠州の小京都・森町」をその由縁から改めて整理し、「遠州の小京都」にふさわしいまちづくりに必要なことなどについて、約２年にわたり検討を重ねてきた。本誌は、来年度（平成 27 年度）に合併 60 周年を迎えることを契機に、検討の成果を「遠州の小京都まちづくり基本構想」として、とりまとめたものである。

遠州の小京都リノベーション推進計画

策定年月	計画期間
令和５年２月	―

将来像・目標等

【将来像】

遠州の小京都を舞台に、来訪者をもてなし、暮らしを楽しむまちづくり

【方向性】

①活発なコミュニケーション（にぎわい）の創出

②地域資源をいかした、暮らしの質の向上

【基本方針】

各検討案件	基本方針
①歴史的文化的建築物（古民家・蔵等）	歴史及び文化財産としての保全や住・商等を交えた建築物の利活用及び歩きたくなる空間の形成
②旧児童館及び旧静岡銀行森町支店の跡地	歴史・文化継承拠点の整備
③天竜浜名湖鉄道遠州森駅前	遠州の小京都の玄関口ともなる、もてなしと情報発信拠点の整備
④旧周智高等学校跡地	暮らしの質を高め、歴史・文化に親しみ、つながる交流拠点の整備
⑤旧さざんか荘跡地	豊かな自然に包まれた、小京都の町並みを一望できる憩いの場の創出
⑥庵山公園	見晴らしのよい高台にたたずむ、日常の健康づくりができる憩いの場の創出

【機能導入を支える横断的重点施策】

- 横断的重点施策１：シンボリックな歴史的町並みづくり
- 横断的重点施策２：誰もが暮らしやすいまちなか
- 横断的重点施策３：様々な交流で町のファンを増やす

計画概要

- 本計画は、本町が持つ地域資源や潜在的価値をいかして、歴史・文化体験や交流の場を整理することで、まちの魅力の維持や新たな魅力を創出し、「遠州の小京都まちづくり」を推進するものである。
- 各種上位計画に基づく適切な事業推進に向けて、基本方針や活用方策等を踏まえた各施設の位置づけ等について、総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画等、町の上位計画の必要な見直しを行い、整合を図るものである。

森町こども計画	
策定年月	計画期間
令和７年３月	令和７年度～令和 11 年度までの５年間

将来像・目標等

【基本理念】

すべてのこども・若者が 楽しく自分らしく成長できるまち

【基本的な視点】

次の３つの視点の下で、森町らしい「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

視点１：すべてのこども・若者の権利・意見の尊重と健やかな成長への取組

視点２：誰一人取り残されることのない、切れ目ない包括的支援

視点３：森町らしい、こどもまんなか社会の実現

【こどもまんなか社会実現に向けた数値目標】

評価指標名	現状 （R６年度）	目標 （R11 年度）
①こどもの健やかな成長と活動を支援します		
「こどもまんなか社会」に向かっていると思う割合	12%	50%
今の自分が好きだと思うこども・若者の割合	71%	80%
自分が幸せだと思うこども・若者の割合	84%	90%
②こどもが元気に明るく育ち、若者が成長・活躍できる環境をつくります		
自分の将来について明るい希望を持っている こども・若者の割合	75%	80%
こども・若者が希望を持って暮らしていく ことができるまちだと思う割合	63%	70%
③安心して子育てができる環境をつくります		
子育てしやすいまちだと思う割合	57%	70%
子育ての環境や支援への満足度	23%	50%

【基本目標】

森町に住む「こども・若者・子育て当事者」が自分らしく幸せに成長できるよう、 基本理念に３つの基本目標を設定し、計画を推進する。

■基本目標１：こども・若者の 健やかな成長と活動を 支援します

■基本目標２：こどもが元気に明るく育ち、 若者が成長・活躍できる 環境をつくります

■基本目標３：安心して子育てができる 環境をつくります

計画概要

・ 本計画は、こども大綱及び静岡県こども計画を勘案した、本町におけるこども施策についての計画である。また、子ども・子育て支援法第 60 条で示す基本指針に則して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた、子ども・子育て支援法第 61 条第１項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に規定する「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」を含める。

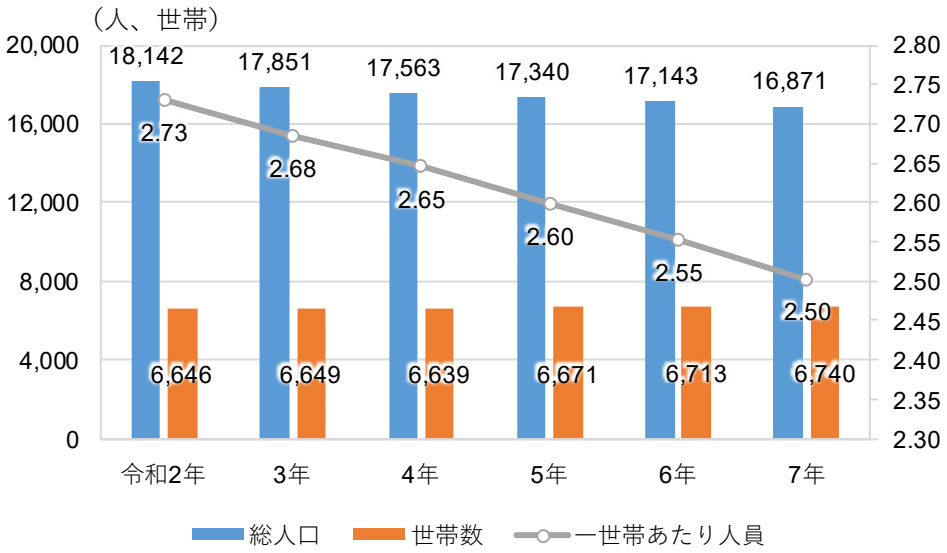
1.2. 森町の概況の整理

1.2.1. 人口等の状況

(1) 人口・世帯

住民基本台帳による令和７年の人口数は 16,871 人、世帯数は 6,740 世帯、世帯あたり人員数は 2.50 人／世帯となっています。この５年間程度の推移については、人口及び世帯あたり人員数の減少がみられます。人口の減少数は、年次により異なりますが、平均すると毎年約 250 人ずつ減少を続けています。

■人口・世帯数の推移

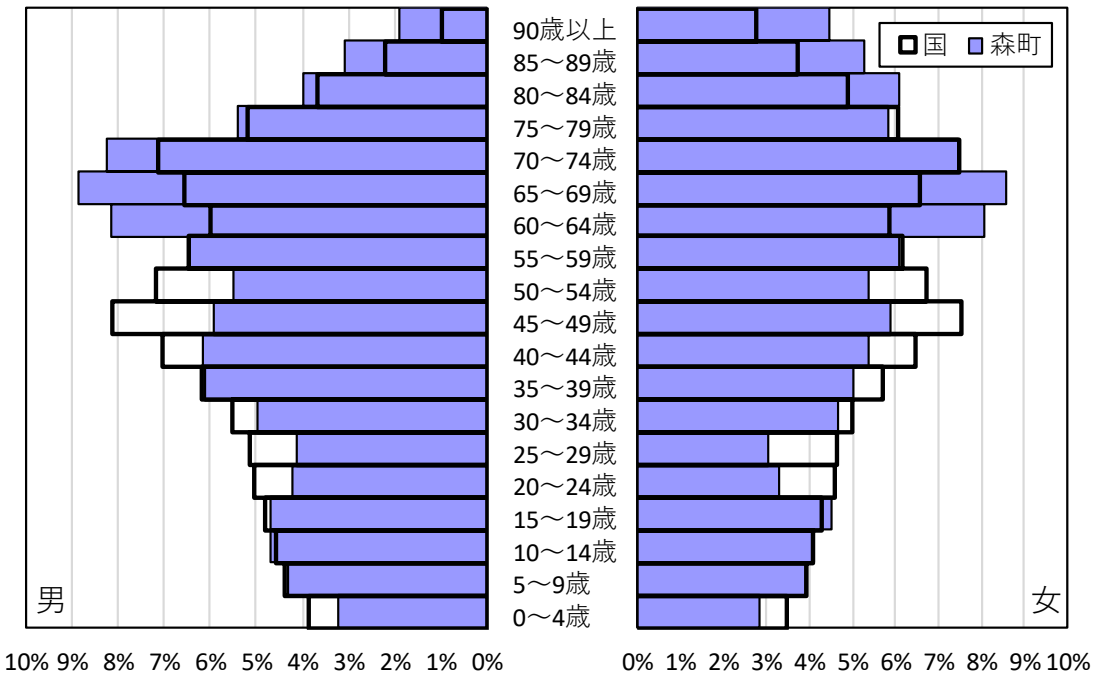


資料：住民基本台帳人口（４月１日時点）

(2) 年齢別人口

総人口に占める５歳階級別人口比を全国と比較すると、森町は概ね 60 歳代以上の割合が高く、20 歳代や 40～54 歳の割合が低い傾向がみられます。

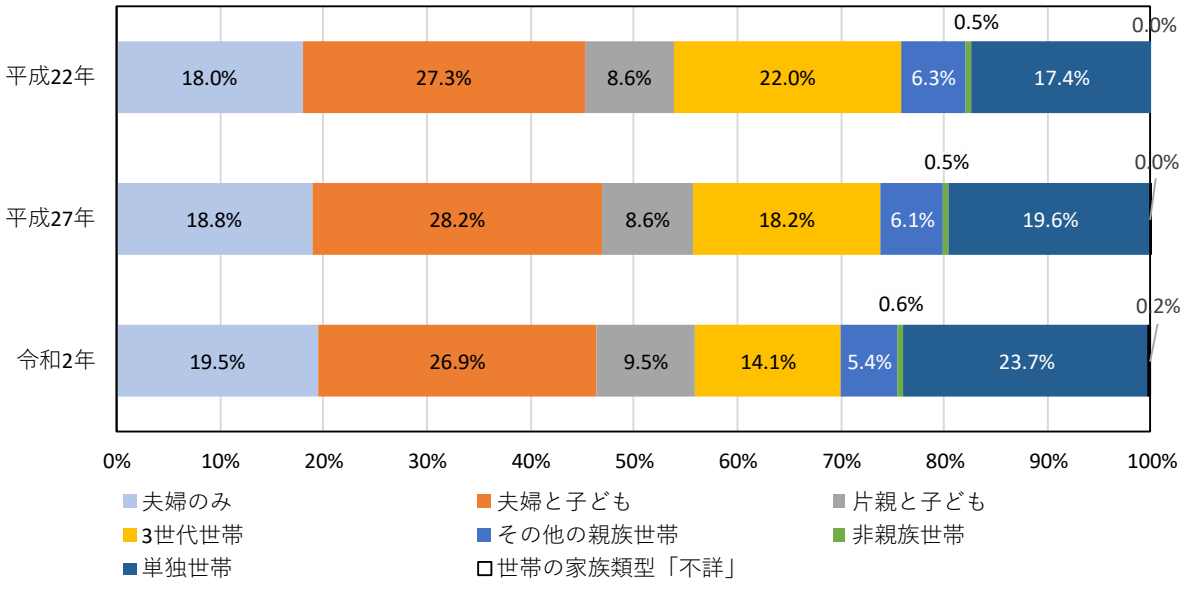
■５歳階級別人口構成比（総人口比）



資料：令和２年　国勢調査

(3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、単独世帯が増加している一方で、３世代世帯が減少傾向にあります。



資料：国勢調査

(4) 静岡県内町との比較

a） 人口

「15 歳未満人口」と「65 歳以上人口」の総人口に対する比率をみると、全国・静岡県平均と比べて、少子高齢化が進行しています。県内の町の中ではおおよそ中位置にあります。

「出生数」は、総人口に対する比率で 0.39%、全国・静岡県平均と比べて低い水準となっています。県内の町の中では 12 町中７番目となっています。

「転入者数」、「転出者数」は、長泉町、吉田町、森町の３町のみ転入超過となっています。

	人口総数	15歳未満人口			15～64歳人口			65歳以上人口		
			対総人口比	県内町順位		対総人口比	県内町順位		対総人口比	県内町順位
全国	126,146,099	14,955,692	11.86		72,922,764	57.81		35,335,805	28.01	
静岡県	3,633,202	438,723	12.08		2,071,258	57.01		1,084,282	29.84	
東伊豆町	11,488	774	6.74	10	5,189	45.17	8	5,516	48.02	5
河津町	6,870	644	9.37	7	3,266	47.54	7	2,960	43.09	6
南伊豆町	7,877	659	8.37	8	3,339	42.39	11	3,873	49.17	3
松崎町	6,038	463	7.67	9	2,620	43.39	10	2,948	48.82	4
西伊豆町	7,090	435	6.14	12	2,972	41.92	12	3,654	51.54	1
函南町	36,794	4,286	11.65	5	20,397	55.44	5	12,069	32.80	8
清水町	31,710	4,012	12.65	3	19,101	60.24	3	8,285	26.13	10
長泉町	43,336	6,880	15.88	1	26,520	61.20	1	9,556	22.05	12
小山町	18,568	2,165	11.66	4	10,794	58.13	4	5,569	29.99	9
吉田町	28,919	3,689	12.76	2	17,590	60.83	2	7,468	25.82	11
川根本町	6,206	403	6.49	11	2,727	43.94	9	3,076	49.56	2
森町	**17,457**	**2,005**	11.49	6	**9,341**	53.51	6	**6,001**	34.38	7

	人口総数	外国人人口			出生数			死亡数		
			対総人口比	県内町順位		対総人口比	県内町順位		対総人口比	県内町順位
全国	126,146,099	2,402,460	1.90		770,750	0.61		1,568,098	1.24	
静岡県	3,633,202	86,046	2.37		20,575	0.57		47,334	1.30	
東伊豆町	11,488	140	1.22	6	19	0.17	11	258	2.25	4
河津町	6,870	44	0.64	10	20	0.29	8	149	2.17	6
南伊豆町	7,877	45	0.57	11	33	0.42	5	174	2.21	5
松崎町	6,038	21	0.35	12	14	0.23	9	159	2.63	1
西伊豆町	7,090	88	1.24	5	11	0.16	12	183	2.58	2
函南町	36,794	282	0.77	9	194	0.53	4	513	1.39	9
清水町	31,710	1,154	3.64	2	205	0.65	2	422	1.33	10
長泉町	43,336	401	0.93	8	377	0.87	1	414	0.96	12
小山町	18,568	196	1.06	7	73	0.39	6	259	1.39	8
吉田町	28,919	1,555	5.38	1	157	0.54	3	325	1.12	11
川根本町	6,206	87	1.40	4	14	0.23	10	153	2.47	3
森町	**17,457**	**341**	1.95	3	**68**	0.39	7	**289**	1.66	7

	人口総数	転入者数			転出者数			昼間人口		
			対総人口比	県内町順位		対総人口比	県内町順位		対総人口比	県内町順位
全国	126,146,099	5,263,249	4.17		5,263,249	4.17		126,146,099	100.00	
静岡県	3,633,202	127,118	3.50		133,272	3.67		3,625,491	99.79	
東伊豆町	11,488	541	4.71	2	519	4.52	4	11,159	97.14	6
河津町	6,870	184	2.68	8	233	3.39	8	6,485	94.40	10
南伊豆町	7,877	205	2.60	9	265	3.36	9	7,500	95.21	8
松崎町	6,038	152	2.52	10	192	3.18	10	5,675	93.99	11
西伊豆町	7,090	168	2.37	11	248	3.50	7	7,000	98.73	4
函南町	36,794	1,267	3.44	6	1,482	4.03	5	29,640	80.56	12
清水町	31,710	1,430	4.51	3	1,435	4.53	3	30,482	96.13	7
長泉町	43,336	2,310	5.33	1	2,239	5.17	2	40,942	94.48	9
小山町	18,568	822	4.43	4	999	5.38	1	19,420	104.59	2
吉田町	28,919	1,205	4.17	5	1,092	3.78	6	30,423	105.20	1
川根本町	6,206	136	2.19	12	168	2.71	12	6,061	97.66	5
森町	**17,457**	**486**	2.78	7	**482**	2.76	11	**17,691**	101.34	3

資料：統計でみる市区町村のすがた 2025（総務省統計局）

b） 世帯

「１世帯当たり人員」は 2.76 人／世帯で、全国・静岡県平均を上回り、県内の町の中で、12 町中１番となっています。

世帯構成では、一般世帯総数に対する比率は、「単独世帯」は全国・静岡県平均を下回り、「高齢夫婦世帯」や「65 歳以上の世帯員のいる核家族世帯」は全国・静岡県平均を上回っている状況です。「核家族世帯」と「高齢単身世帯」は静岡平均に近い数値となっています。

	一般世帯数	一般世帯の1世帯当たり人員		核家族世帯数			単独世帯数		
		一般世帯人員／一般世帯数	県内町順位		対一般世帯数比	県内町順位		対一般世帯数比	県内町順位
全国	55,704,949	2.21		30,110,571	54.05		21,151,042	37.97	
静岡県	1,480,969	2.40		829,251	55.99		472,201	31.88	
東伊豆町	5,486	2.00	12	2,588	47.17	12	2,299	41.91	1
河津町	2,933	2.25	8	1,555	53.02	8	967	32.97	3
南伊豆町	3,305	2.22	10	1,766	53.43	7	1,084	32.80	4
松崎町	2,660	2.22	9	1,407	52.89	9	850	31.95	6
西伊豆町	3,397	2.05	11	1,735	51.07	10	1,287	37.89	2
函南町	14,757	2.42	5	9,107	61.71	1	3,991	27.04	11
清水町	12,956	2.39	6	7,525	58.08	3	4,022	31.04	8
長泉町	17,455	2.43	4	10,445	59.84	2	5,391	30.89	9
小山町	6,367	2.60	2	3,431	53.89	5	1,805	28.35	10
吉田町	11,259	2.54	3	6,036	53.61	6	3,530	31.35	7
川根本町	2,632	2.30	7	1,309	49.73	11	853	32.41	5
森町	**6,235**	2.76	1	**3,484**	55.88	4	**1,476**	23.67	12

	65歳以上の世帯員のいる核家族世帯数			高齢夫婦世帯数			高齢単身世帯数		
		対一般世帯数比	県内町順位		対一般世帯数比	県内町順位		対一般世帯数比	県内町順位
全国	12,528,163	22.49		6,533,895	11.73		6,716,806	12.06	
静岡県	366,333	24.74		182,564	12.33		166,069	11.21	
東伊豆町	1,705	31.08	6	1,010	18.41	5	1,263	23.02	2
河津町	923	31.47	5	530	18.07	6	567	19.33	6
南伊豆町	1,173	35.49	3	667	20.18	3	741	22.42	3
松崎町	940	35.34	4	552	20.75	1	588	22.11	4
西伊豆町	1,229	36.18	2	694	20.43	2	851	25.05	1
函南町	4,251	28.81	8	2,289	15.51	7	1,783	12.08	7
清水町	2,879	22.22	10	1,421	10.97	10	1,291	9.96	10
長泉町	3,291	18.85	12	1,735	9.94	11	1,430	8.19	11
小山町	1,619	25.43	9	740	11.62	9	717	11.26	9
吉田町	2,454	21.80	11	1,066	9.47	12	869	7.72	12
川根本町	984	37.39	1	500	19.00	4	526	19.98	5
森町	**1,879**	30.14	7	**857**	13.74	8	**705**	11.31	8

資料：統計でみる市区町村のすがた 2025（総務省統計局）

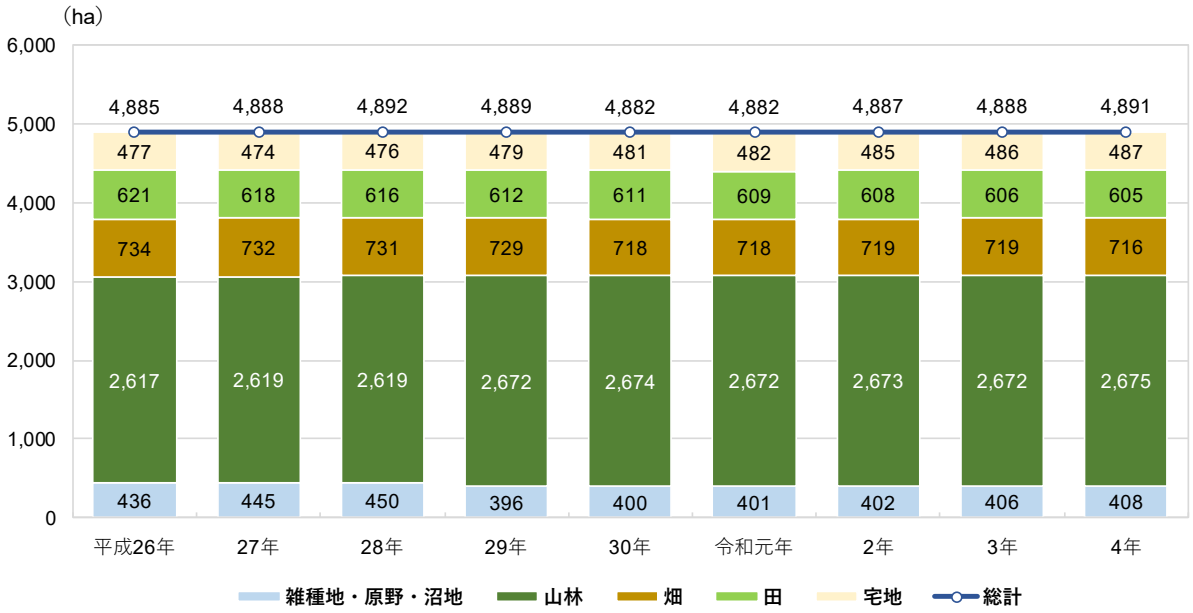
1.2.2. 土地利用等の状況

(1) 土地利用

地目別土地利用の状況についてみると、町域のおおよそ半分は山林となっており、次いで、田畑などの自然的土地利用が多くを占めています。近年の推移については、ほとんど変化は見られません。

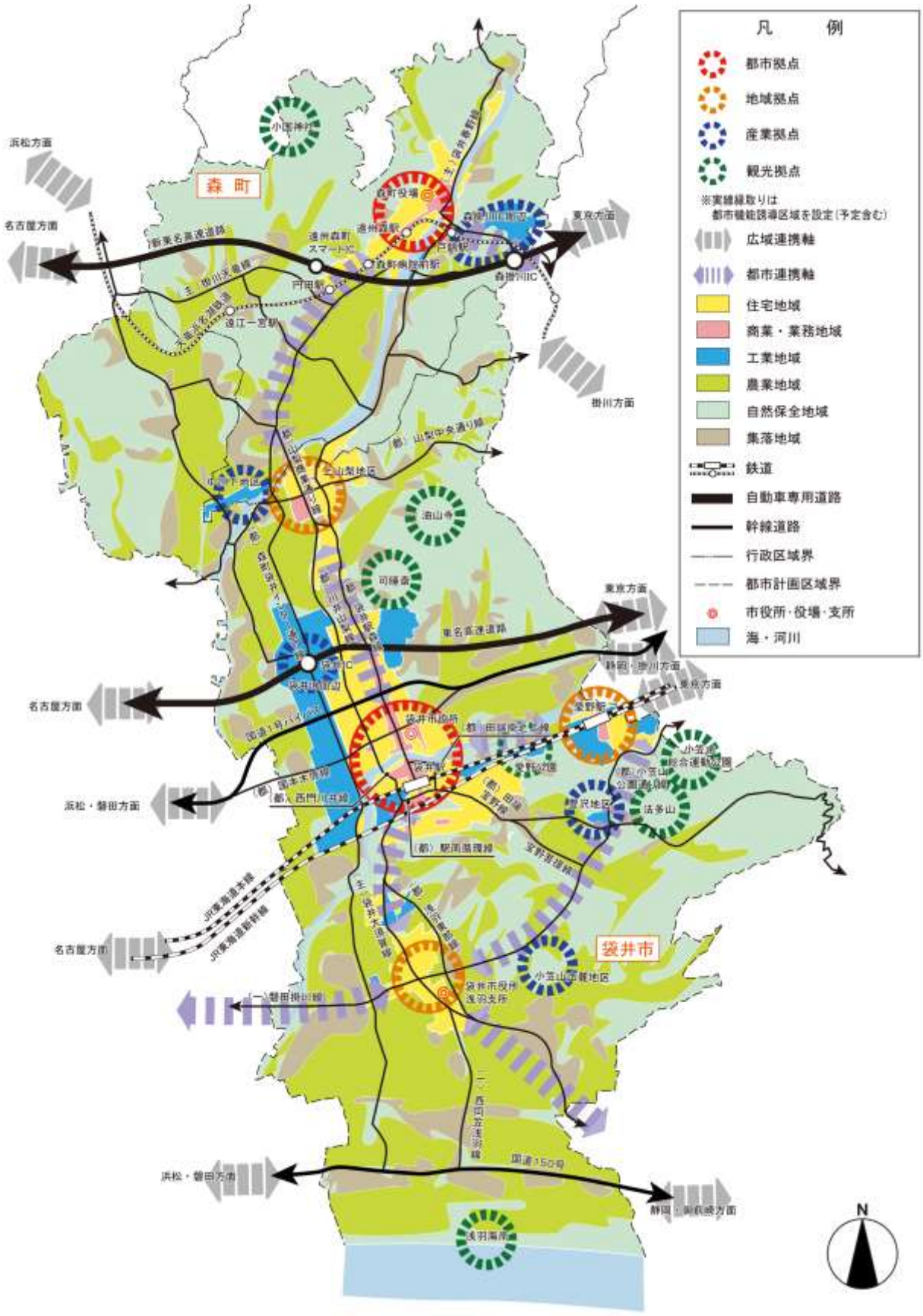
静岡県の「中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、今後の土地利用として、遠州森駅、町役場を含む一帯が「都市拠点」に、森掛川インターチェンジ周辺が「産業拠点」、小國神社を含む一帯が「観光拠点」に位置づけられています。

■地目別土地利用面積



資料：森町の統計令和４年度版

■将来市街地像



資料：中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和３年３月、静岡県）

(2) 交通条件

広域幹線道路としては、町域の南部を東西方向に新東名高速道路が通り、町内に遠州森町スマートインターチェンジが設置されています。

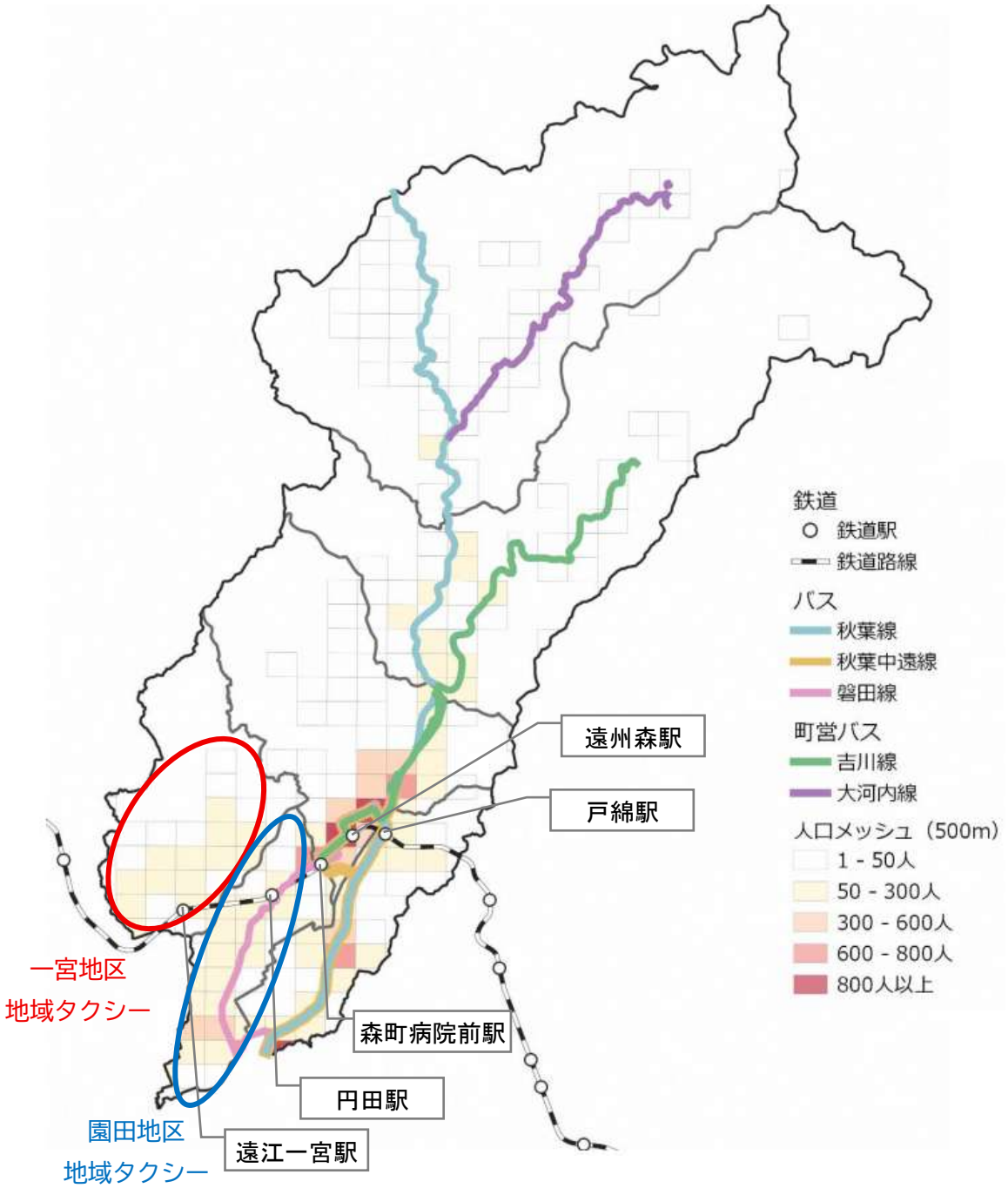
鉄道については、天竜浜名湖鉄道の遠州森、戸綿駅をはじめ、５つの駅が設置され、遠州森駅から JR 掛川駅まで約 25 分で結ばれています。

■広域交通



資料：森町都市計画マスタープラン 2020-2040

■町内公共交通



資料：森町地域公共交通法定計画

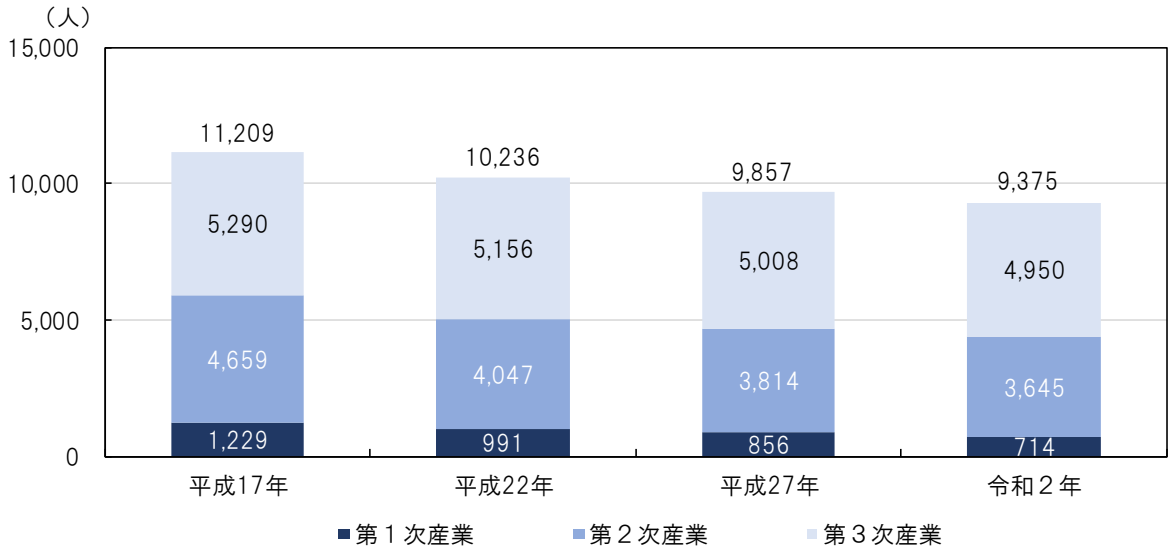
1.2.3. 産業の状況

(1) 産業別人口

産業大分類別人口は、第１次産業、第２次産業、第３次産業ともに減少傾向で推移しています。

産業大分類別人口割合では、第１次産業、第２次産業人口は低下傾向にありますが、第３次産業人口は上昇傾向で推移しています。

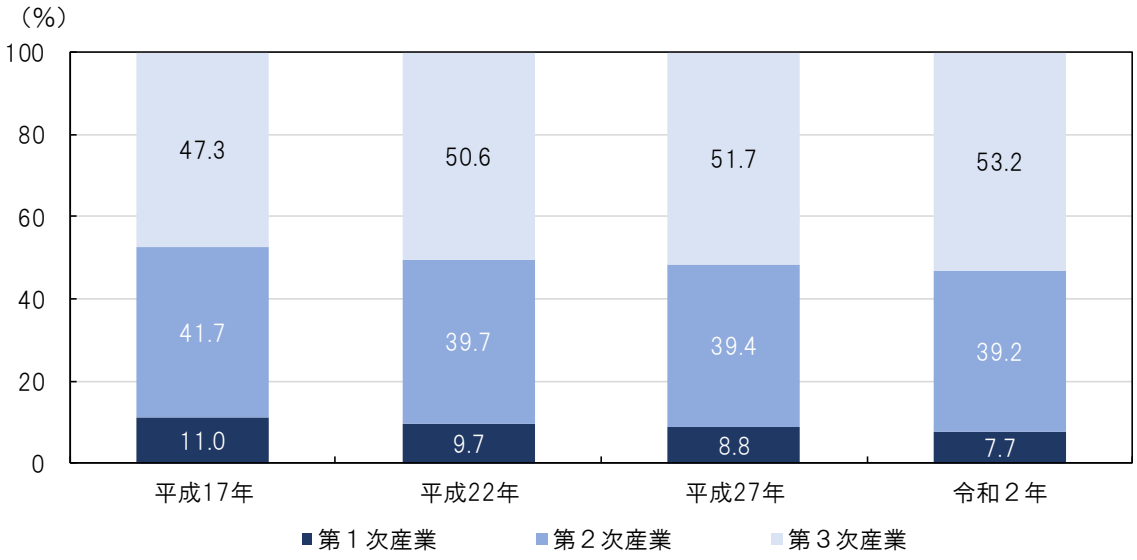
■産業大分類別人口の推移



※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

資料：国勢調査

■産業大分類別人口割合の推移

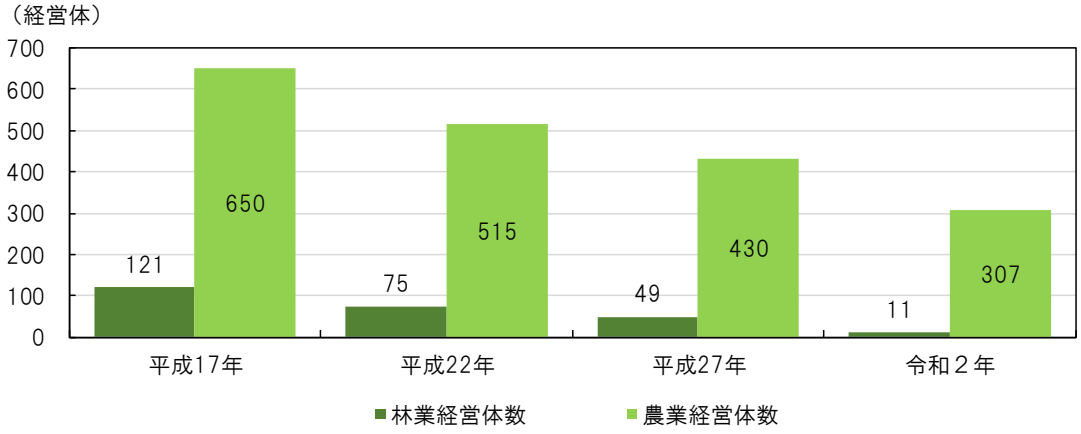


資料：国勢調査

(2) 農林業

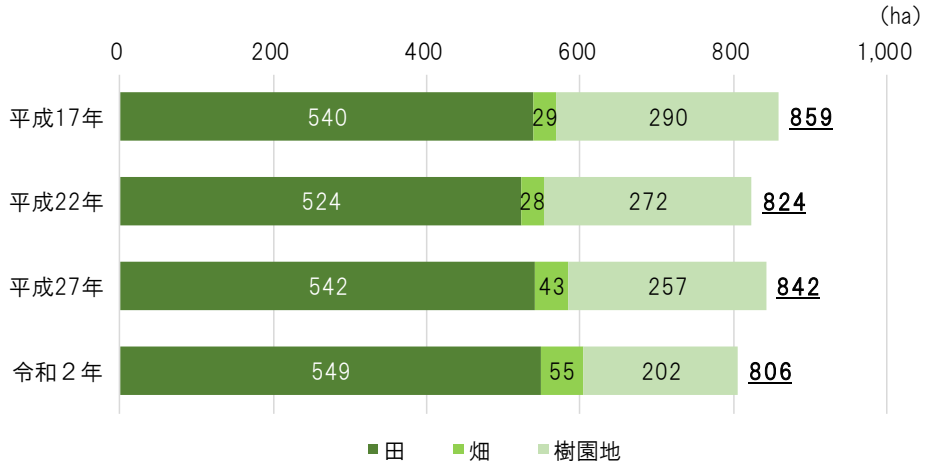
農林業経営体数の推移をみると、林業経営体数、農業経営体数、ともに平成 17 年から令和２年にかけて減少傾向にあります。経営耕地面積及び保有山林面積についても、平成 17 年から令和２年にかけて減少傾向にあります。

■農林業経営体数の推移



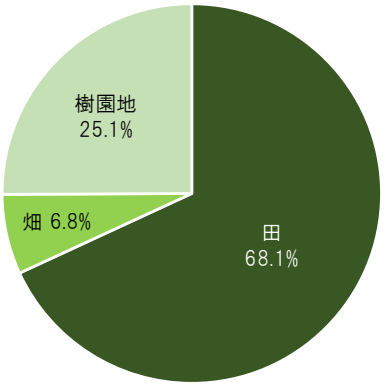
資料：農林業センサス

■経営耕地面積



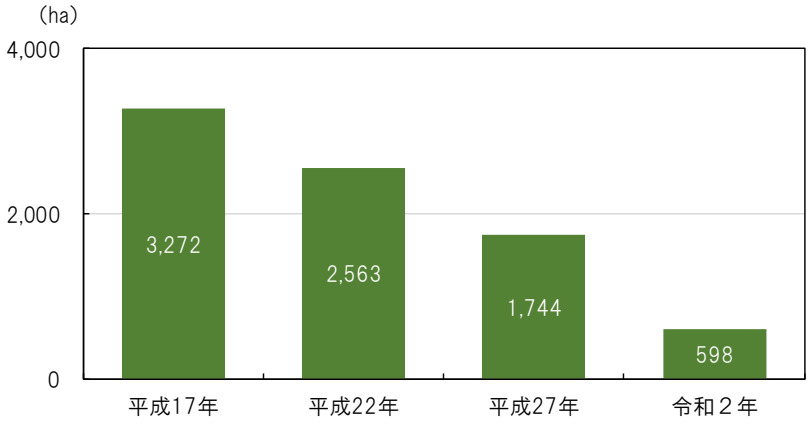
資料：農林業センサス

■経営耕地面積割合（令和２年）



資料：農林業センサス

■林業経営体の保有山林面積

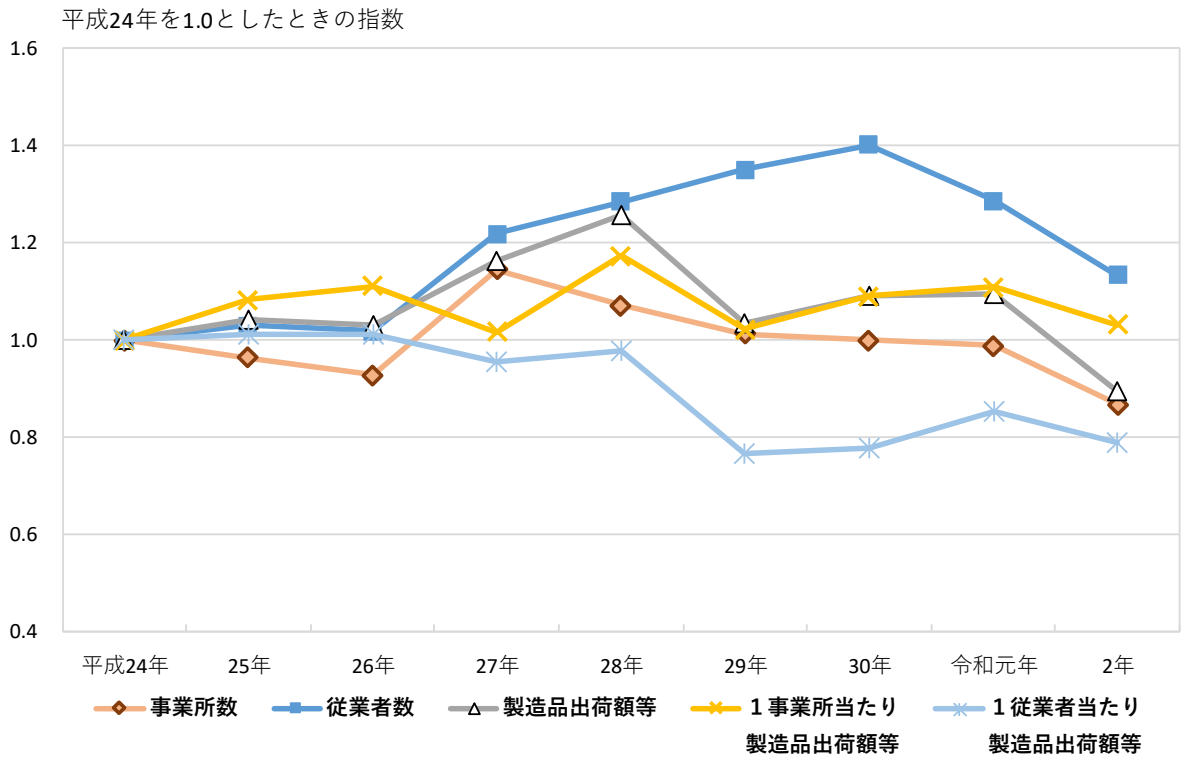


資料：農林業センサス

(3) 工業

令和２年時点の事業所数は 72 箇所、従業者数は 4,543 人、製造品出荷額は 1,098 億円となっています。

平成 24 年を 1.00 として、各年の推移を整理してみると、近年、事業所数は減少する一方、1 事業所当たりの製造品出荷額等は横ばいで推移しています。



（事業所、人、万円）

	平成24年	25年	26年	27年	28年
事業所数	83	80	77	95	89
従業者数	4,006	4,123	4,079	4,885	5,147
製造品出荷額等	12,268,427	12,798,476	12,649,961	14,268,876	15,423,040
１事業所当たり製造品出荷額等	147,812	159,981	164,285	150,199	173,293
１従業者当たり製造品出荷額等	3,063	3,104	3,101	2,921	2,997

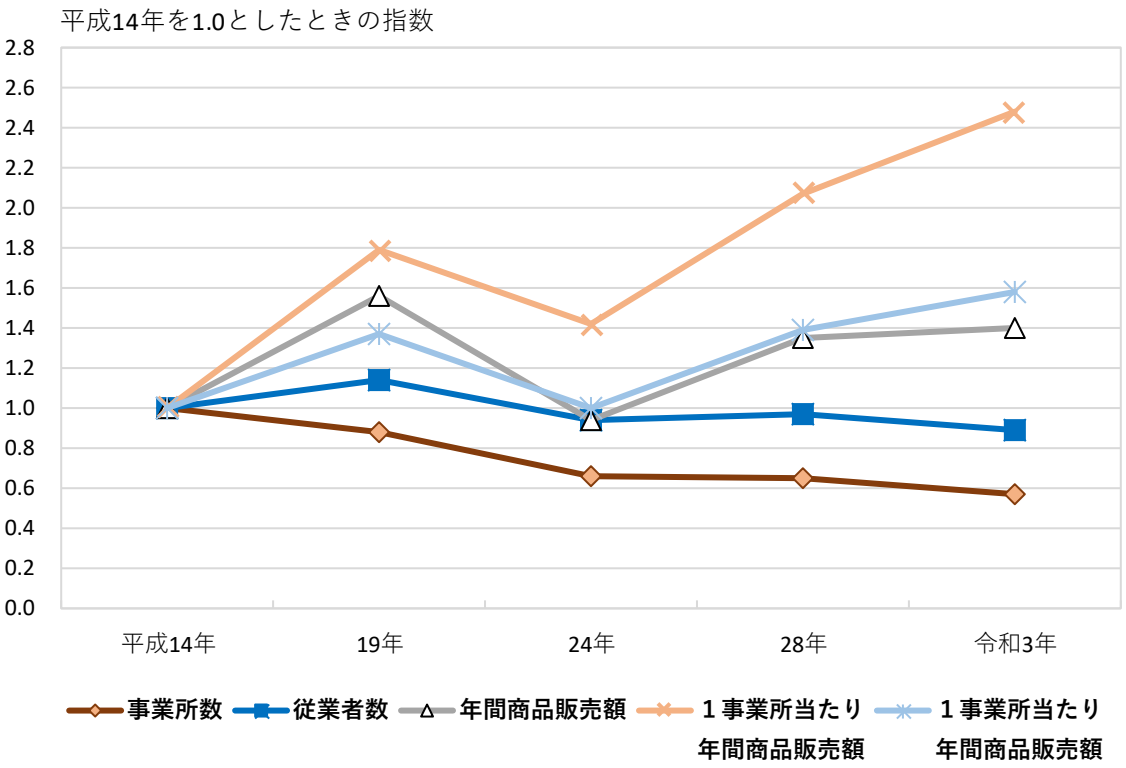
	29年	30年	令和元年	2年
事業所数	84	83	82	72
従業者数	5,413	5,612	5,151	4,543
製造品出荷額等	12,681,558	13,372,641	13,435,532	10,980,038
１事業所当たり製造品出荷額等	150,971	161,116	163,848	152,501
１従業者当たり製造品出荷額等	2,343	2,383	2,608	2,417

資料：森町の統計（工業統計調査）

(4) 商業

令和３年の卸売業・小売業の事業所数は 163 事業所、従業者数は 945 人、年間商品販売額は 192 億円となっています。

平成 14 年を 1.0 として、各年の推移を整理してみると、事業所数、従業者数は減少しつつありますが、１事業所当たりの年間商品販売額は上昇傾向にあります。



（事業所、人、万円）

	平成14年	19年	24年	28年	令和3年
事業所数	288	252	191	187	163
従業者数	1,066	1,217	1,006	1,032	945
年間商品販売額	1,371,366	2,142,734	1,290,671	1,844,000	1,924,900
１事業所当たり年間商品販売額	4,762	8,503	6,757	9,861	11,809
１事業所当たり年間商品販売額	1,286	1,761	1,283	1,787	2,037

資料：商業統計調査（平成 14 年・平成 19 年）・経済センサス-活動調査（平成 24 年・平成 28 年・令和３年）

1.2.4. 地域幸福度（ウェルビーイング）指標

地域幸福度（ウェルビーイング）指標のうち、客観指標の偏差値に関する森町の調査結果（2025 年度版調査結果）を以下に示します。偏差値 50 は全国の平均レベルであることを表しています。偏差値の高い項目、低い項目は以下の通りとなっています。

■客観指標の偏差値（主な結果）

偏差値 高	・木材供給ポテンシャル（80.0） ・拡大家族世帯割合（80.0） ・議会選挙の投票率（80.0） ・首長選挙の投票率（76.5） ・人口あたり認知症サポーターメイト・サポーター数（76.4） ・一戸建の持ち家の割合（73.4） ・住宅当たり延べ面積（69.7） ・人口あたり刑法犯認知件数（59.5）
偏差値 低	・保育所への距離 1 ㎞の住宅割合（20.0） ・医療施設徒歩圏人口カバー率（25.9） ・土砂災害危険度（26.8） ・多様性政策指数（32.8）※1 ・環境政策指数（33.3）※2 ・創業比率（34.1） ・正規雇用者比率（37.2）

資料：「地域幸福度 Well-Being 指標ダッシュボード」（デジタル庁ウェブサイト）
（https://well-being.digital.go.jp/dashboard）

■客観指標の偏差値（カテゴリー別）



■客観指標の偏差値（生活環境に関する KPI 別）

KPI	偏差値
木材供給ポテンシャル	80.0
土壌流出防止量	80.0
窒素除去量	80.0
リン酸除去量	80.0
人口あたり認知症サポーターメイト・サポーター数	76.4
地下水涵養量	73.6
一戸建の持ち家の割合	73.4
炭素吸収量	72.6
蒸発散量	70.6
水供給ポテンシャル	69.9
住宅当たり延べ面積	69.7
緑地へのアクセス度	69.2
NO2吸収量	68.9
SO2吸収量	65.7
表層崩壊への安全性	60.5
人口あたり刑法犯認知件数	59.5
特定健診実施率	59.3
空家率	59.2
職場までの平均通勤時間	57.3
ハード対策	57.1
水域へのアクセス度	56.8
人口あたり後期高齢医療費	56.6
津波	56.5
高潮	56.3
歩道設置率	55.6
平均価格（住宅地）	54.5
人口あたり児童福祉施設数	54.4
専用住宅面積あたり家賃	54.2
人口あたり待機児童数	53.9
人口あたり再生可能エネルギー発電容量	53.9
オートキャンプ場への立地	52.9
防災まちづくり	52.9
人口あたりCO2排出量	49.5
防災教育	48.7
洪水調整量	48.0
人口あたり娯楽業事業所数	47.2
人口あたり体育施設利用者数	47.2
福祉施設徒歩圏人口カバー率	46.6
情報・デジタル防災	46.4
都市景観指数	46.1

KPI	偏差値
人口あたり博物館入館者数	45.8
人口あたり図書館帯出者数	45.7
合計特殊出生率	45.6
可住地面積あたり飲食店数	45.4
歳出総額の教育費割合	45.3
ゴミのリサイクル率	45.0
地震動	44.6
可住地面積あたり高等学校数	44.3
人口あたり国民健康保険者医療費	43.9
食料供給ポテンシャル	43.6
人口あたり飲食店数	43.1
可住地面積あたり幼稚園数	42.8
駅・バス停留所徒歩圏人口カバー率	42.7
人口あたり交通事故件数	42.6
避難・救助	42.3
財政指数	42.2
外水氾濫	42.2
要配慮者支援	42.2
人口あたり公園面積	42.1
可住地面積あたり中学校数	42.0
可住地面積あたり小学校数	40.3
人口あたり子ども食堂数	39.5
自然景観指数	38.5
人口あたり障害者施設数	38.2
デジタル政策指数	37.9
ウォーカブル指数	37.4
通勤通学に自家用車等を用いない割合	37.3
デジタル生活指数	34.4
自治体DX指数	33.4
環境政策指数	33.3
人口あたり小型車走行キロ	30.4
歳出総額の児童福祉費割合	28.1
土砂災害	26.8
医療施設徒歩圏人口カバー率	25.9
商業施設徒歩圏人口カバー率	20.0
保育所への距離1kmの住宅割合	20.0
公園緑地徒歩圏人口カバー率	20.0
NOx濃度	—
PM2.5濃度	—

出典：「地域幸福度 Well-Being 指標ダッシュボード」（デジタル庁ウェブサイト）
（https://well-being.digital.go.jp/dashboard）

■客観指標の偏差値（地域の人間関係に関する KPI 別）

KPI	偏差値
拡大家族世帯割合	80.0
人口あたり宗教の事業所数	80.0
居住期間が20年以上の人口割合	78.3
既婚者割合	59.5
高齢単身世帯割合	51.9
自治体における管理職の女性割合	50.2
人口あたり外国人人口	50.2
人口あたり政治団体等の数	49.1
人口あたり都市再生推進法人・UDC数	47.3
祭りの数	47.0
関係人口創出活動指数	44.1
人口あたりNPOの数	43.7
議会の女性議員割合	43.2
自治体職員における障害者の割合	34.5
人口あたり自殺者数	32.8
多様性政策指数	32.8
自治会・町内会加入率	—

■客観指標の偏差値（自分らしい生き方に関する KPI 別）

KPI	偏差値
市区町村議会選挙の投票率	80.0
首長選挙の投票率	76.5
高齢者有業率	75.3
完全失業率	66.4
健康寿命（女性）	65.0
高卒者進路未定者率	64.7
若年層完全失業率	64.3
完全失業者数	59.5
健康寿命（男性）	54.1
人口あたり生涯学習講座数	47.8
従業者数あたりコワーキングスペース数	47.6
国宝・重要文化財（建造物）数	47.5
可住地面積あたり私立・国立中高一貫校数	47.0
可住地面積あたり大学・短期大学数	46.4
人口あたり青少年教育施設利用者数	46.4
人口あたり精神疾患患者在院数	46.1
人口あたり女性教育施設利用者数	46.1
大学発ベンチャー企業数	45.8
イノベーション政策指数	45.8
市区町村内で従業している者の割合	45.1
クリエイティブ産業事業所構成比	44.5
人口あたり生涯学習講座受講者数	44.3
日本遺産数	43.7
納税者あたり課税対象所得	43.0
カルチャー指数	42.7
転入超過割合	42.1
正規雇用者比率	37.2
大卒・院卒者の割合	37.1
創業比率	34.1
新規設立法人の割合	20.0
芸術家・著述家等割合	—
人口あたり生活保護受給者数	—

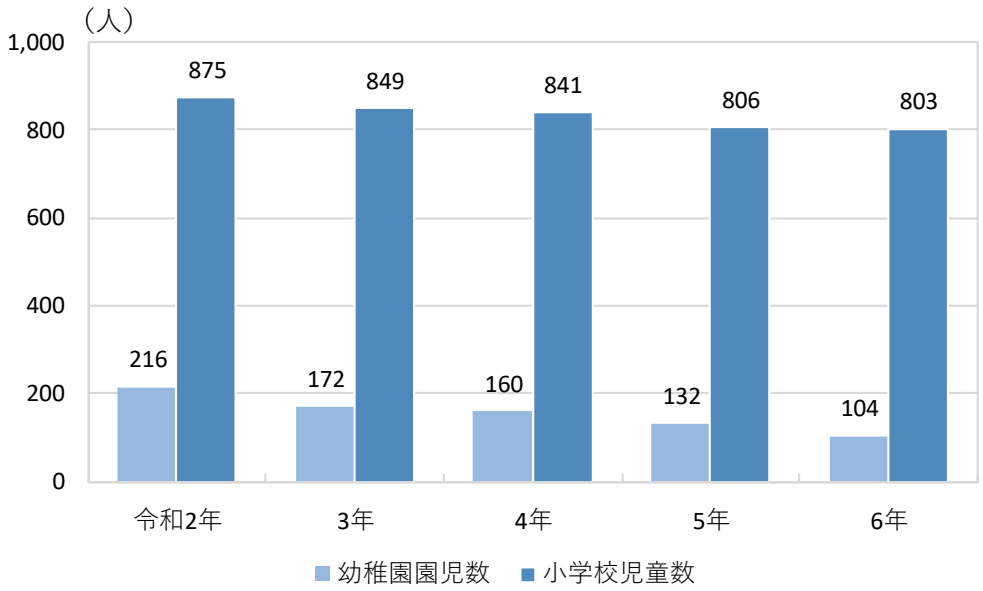
出典：「地域幸福度 Well-Being 指標ダッシュボード」
（デジタル庁ウェブサイト）
（https://well-being.digital.go.jp/dashboard）

1.2.5. その他の状況

(1) 教育

幼稚園園児数は、令和６年で 104 人、小学校児童数は 803 人となっています。園児数・児童数ともに減少傾向にあります。

■幼稚園園児及び小学校児童数の推移

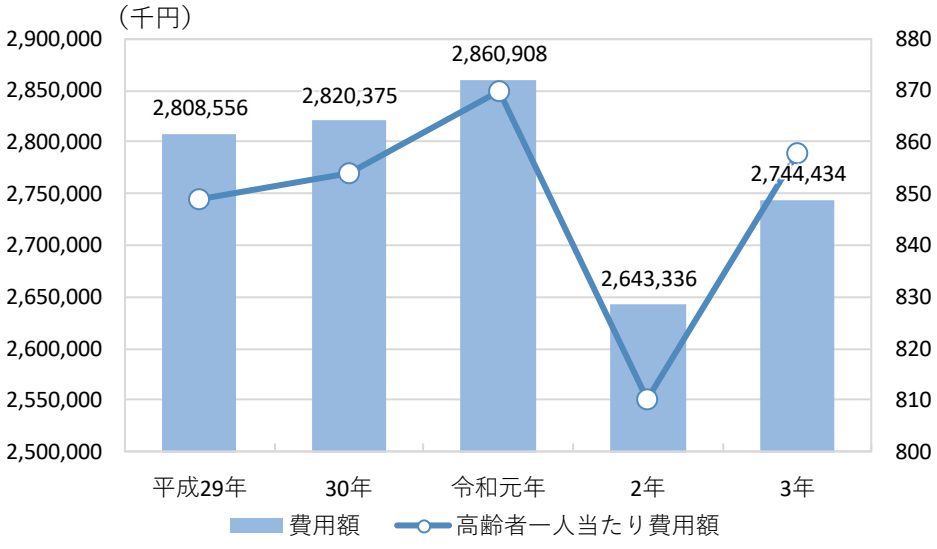


資料：森町ホームページ

(2) 老人医療費

老人医療費についてみると、令和３年で約 27 億円となっています。平成 29 年から令和元年にかけて上昇し、令和２年に大きく減少しましたが、令和３年には再び上昇しています。

■老人医療費の状況

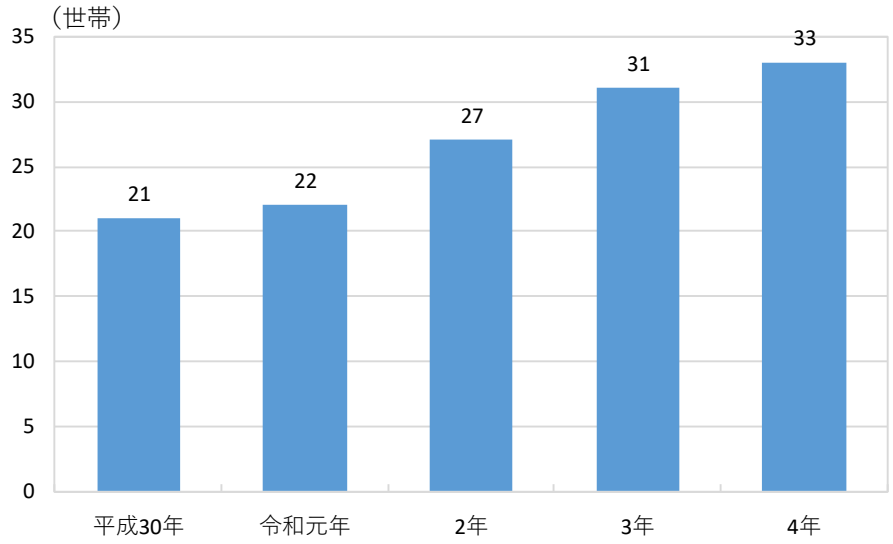


資料：森町の統計（令和４年度版）

(3) 生活保護

生活扶助世帯数は年々微増傾向にあります。

■生活扶助世帯数

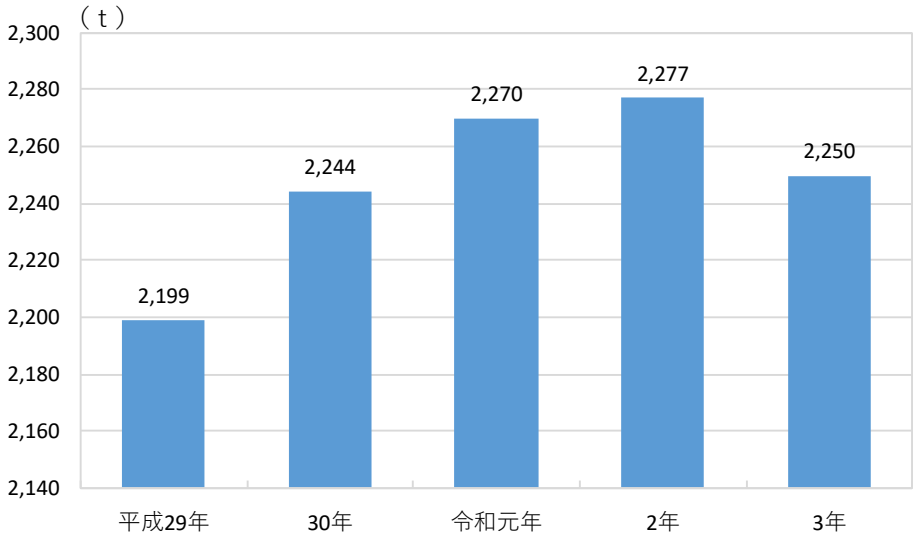


資料：森町の統計（令和４年度版）

(4) ごみ処理

可燃ごみ収集量の状況をみると、令和３年は 2,250 トンと前年と比べて減少しています。

■可燃ごみ収集量の推移

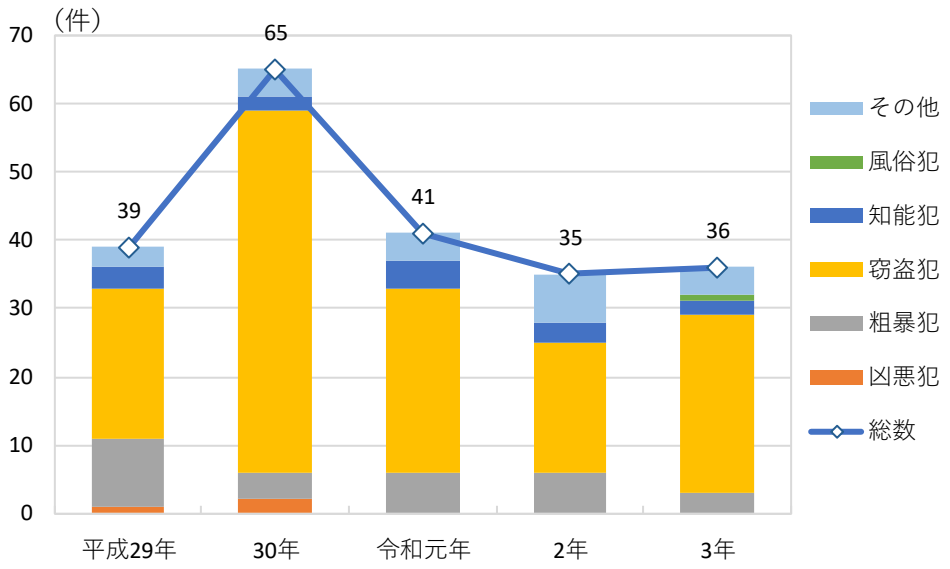


資料：森町の統計（令和４年度版）

(5) 犯罪

犯罪の発生状況をみると、令和３年で約 36 件となっており、「窃盗」が最も多くなっています。

■犯罪発生状況

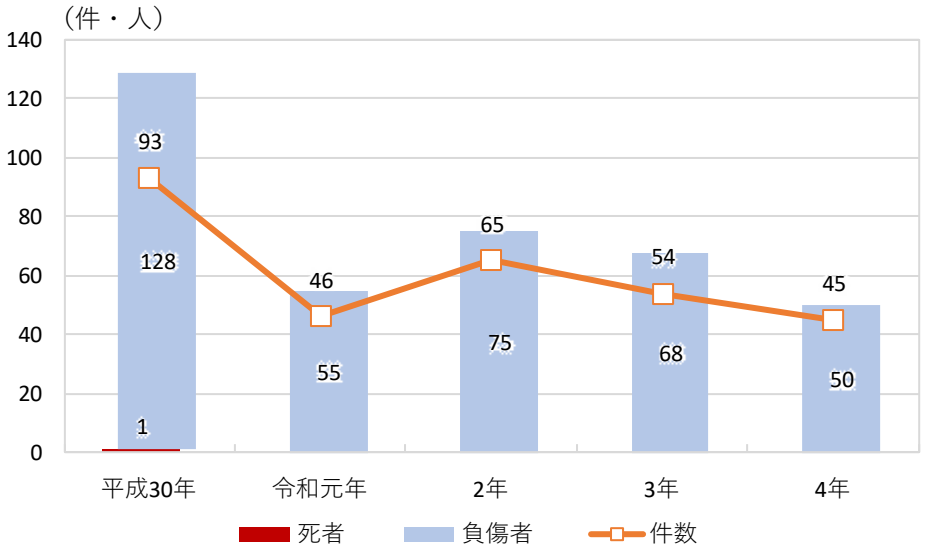


資料：森町の統計（令和４年度版）

(6) 交通事故

交通事故の発生状況をみると、令和４年で約 45 件となっており、近年は減少傾向で推移しています。

■交通事故発生状況



資料：森町の統計（令和４年度版）

1.3. 近隣自治体・類似自治体との比較

森町の概況分析のため、近隣自治体及び類似自治体との比較を行いました。

■調査対象自治体

<table>
<tr><th>区分</th><th>対象自治体</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">近隣自治体
（静岡県内）</td><td>浜松市</td><td rowspan="7">静岡県西部地域に属する左記７市を対象

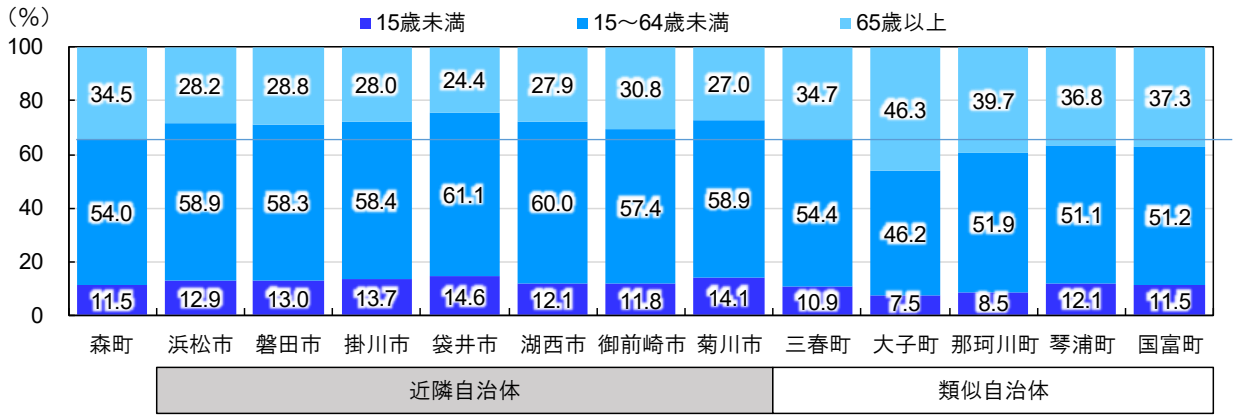
</td></tr>
<tr><td>磐田市</td></tr>
<tr><td>掛川市</td></tr>
<tr><td>袋井市</td></tr>
<tr><td>湖西市</td></tr>
<tr><td>御前崎市</td></tr>
<tr><td>菊川市</td></tr>
<tr><td rowspan="5">類似自治体</td><td>福島県三春町</td><td rowspan="5">「RAIDA：地方創生データ分析評価プラットフォーム」において、森町と「人口規模、産業構造、地理的特性が類似」と区分されている左記の５町を対象</td></tr>
<tr><td>茨城県大子町</td></tr>
<tr><td>栃木県那珂川町</td></tr>
<tr><td>鳥取県琴浦町</td></tr>
<tr><td>宮崎県国富町</td></tr>
</table>

1.3.1. 人口等の状況

(1) 年齢３区分別人口の割合（令和２年 10 月１日時点）

近隣自治体との比較では、15 歳未満及び 15～64 歳未満の割合は袋井市が 75.6%と最も高く、森町が 65.5%と最も低くなっています。森町の 65 歳以上の割合は近隣自治体の中で最も高く、34.5%となっています。

類似自治体との比較では、森町の 15 歳未満及び 15～64 歳未満の割合は三春町や琴浦町、国富町と同程度となっています。森町の 65 歳以上の割合は類似自治体の中で最も低くなっています。

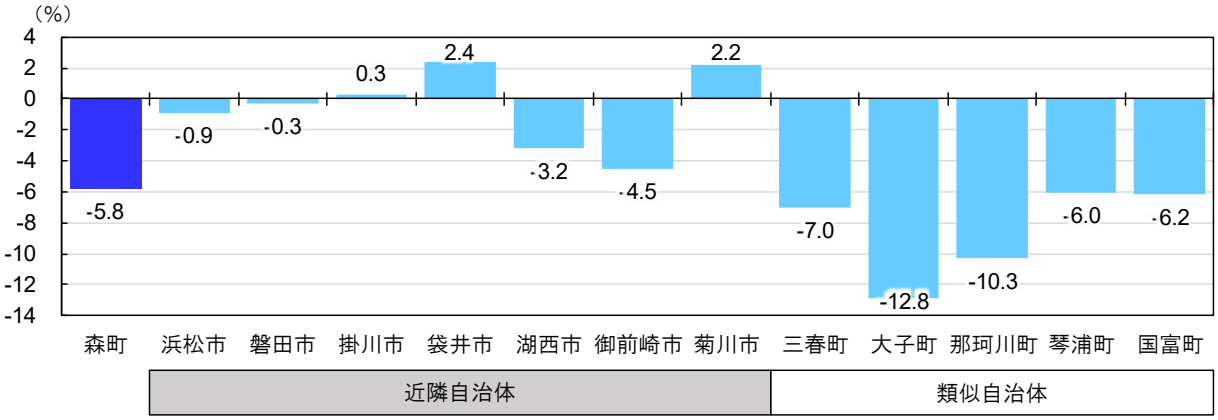


資料：令和２年国勢調査

(2) ５年間の人口増減率（令和２年 10 月１日時点）

近隣自治体との比較では、森町の人口増減率はマイナス 5.8%で近隣自治体の中で最も人口が減少しています。袋井市と菊川市では人口が増加しています。

類似自治体との比較では、全ての自治体で人口が減少する中、森町の人口減少率が最も低く、他の類似自治体の方が人口の減少幅が大きくなっています。

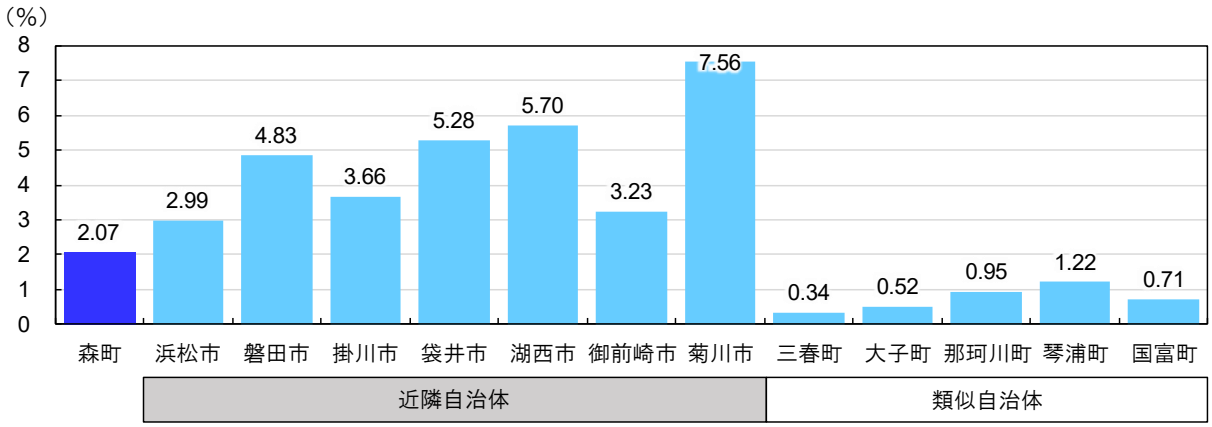


資料：令和２年国勢調査

(3) 外国人人口の割合（令和２年 10 月１日時点）

近隣自治体との比較では、外国人人口の割合は菊川市が 7.56%と最も高く、森町が 2.07%と最も低くなっています。

類似自治体との比較では、森町の外国人人口の割合が最も高くなっています。

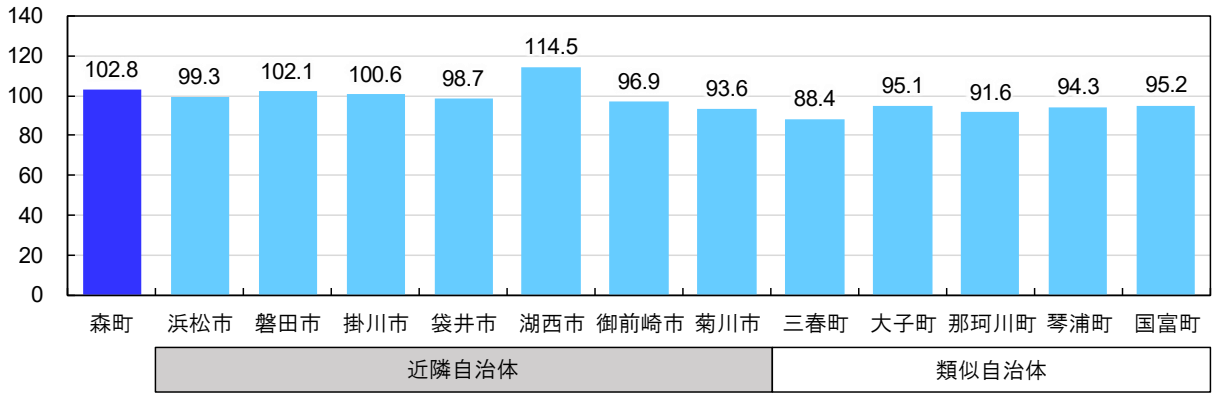


資料：令和２年国勢調査

(4) 昼夜間人口比率（令和２年 10 月１日時点）

近隣自治体との比較では、昼夜間人口比率は湖西市が 114.5 と最も高く、次いで森町が 102.8 と高くなっています。

類似自治体との比較では、森町の昼夜間人口比率が最も高くなっています。

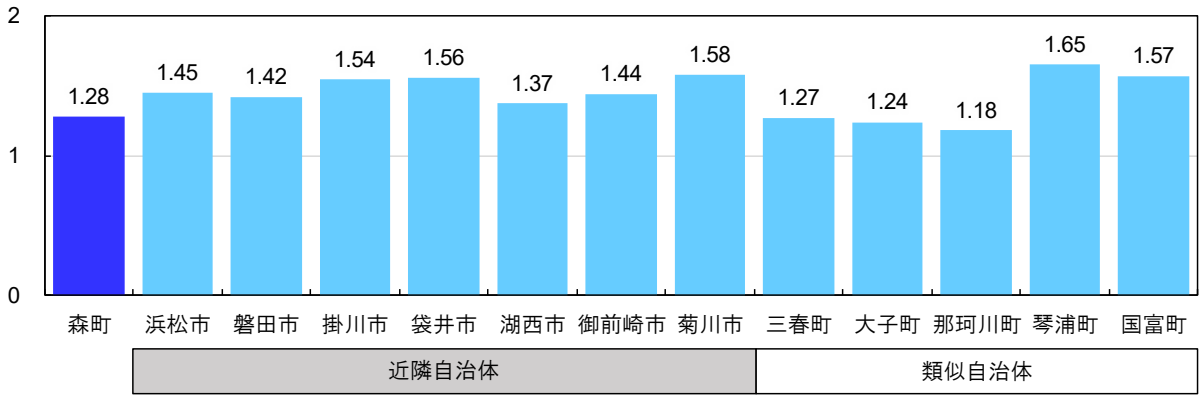


資料：令和２年国勢調査

(5) 合計特殊出生率（令和４年 12 月 31 日時点）

近隣自治体との比較では、合計特殊出生率は菊川市が 1.58 と最も高く、森町は 1.28 で最も低くなっています。

類似自治体との比較では、琴浦町が 1.65、国富町が 1.57 と森町より高くなっています。



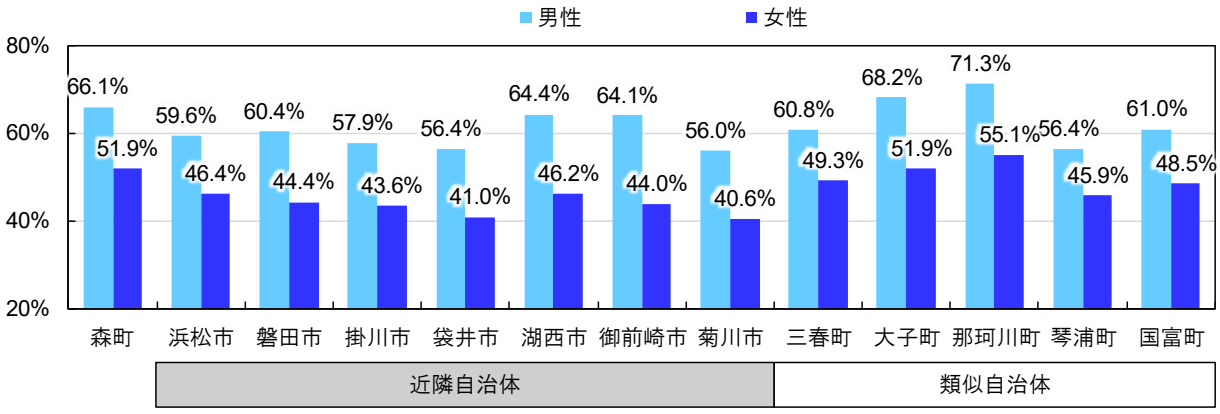
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（平成 30 年～令和４年）

(6) 未婚率

森町の未婚率は、令和２年国勢調査結果を基に算出すると、20 歳～39 歳の未婚率は男性 66.1%、女性 51.9%となっており、近隣自治体の中で男女ともに最も高くなっています。

類似自治体との比較では、男性は３番目、女性は２番目に 20 歳～39 歳の未婚率が高く、類似自治体の中でも未婚率が高い傾向にあります。

■男女別 20 歳～39 歳未婚率



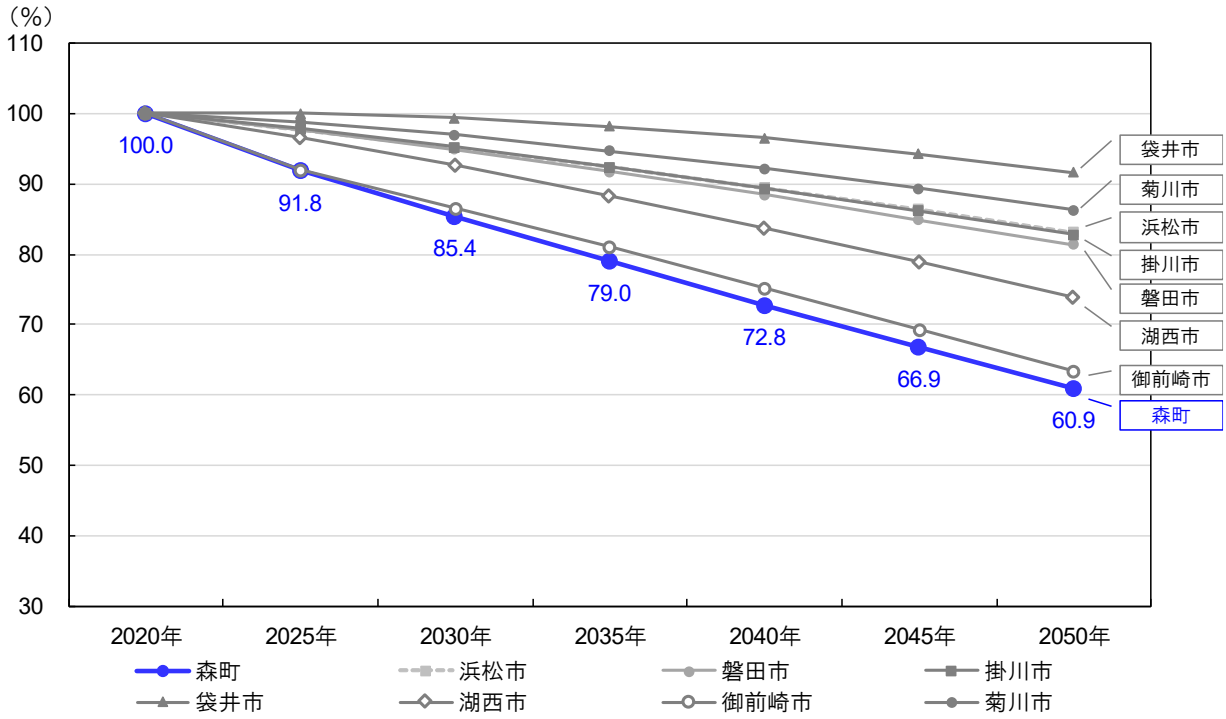
資料：令和２年国勢調査

(7) 将来人口推計

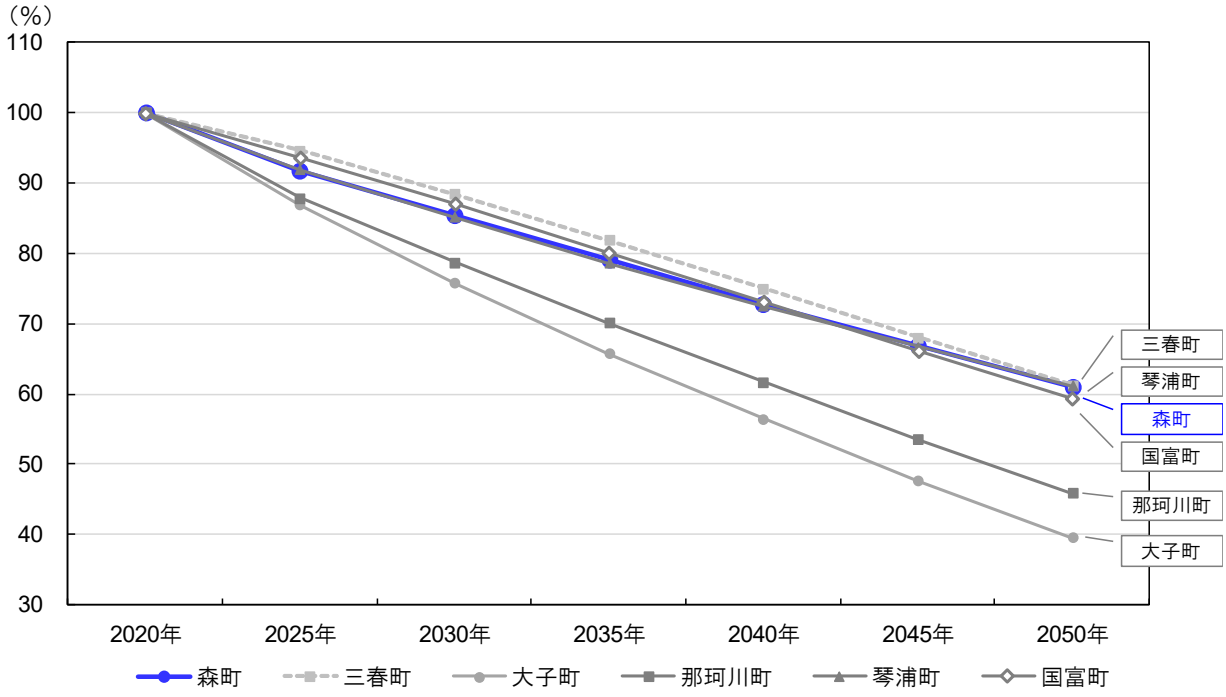
近隣自治体との比較では、今後いずれの自治体においても人口減少が進むことが予測される中、森町は最も早いスピードで人口減少が進むことが予測されています。

類似自治体との比較では、三春町や琴浦町、国富町とほぼ同じような人口の推移をたどることが予測されています。

■令和２（2020）年の総人口を 100 としたときの総人口の指数（近隣自治体との比較）



■令和２（2020）年の総人口を 100 としたときの総人口の指数（類似自治体との比較）



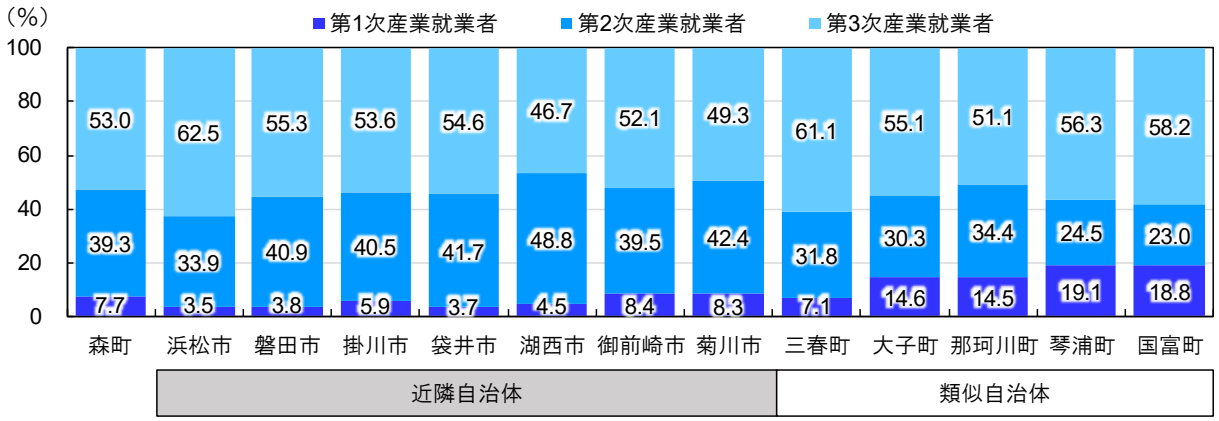
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５(2023)年推計）」

1.3.2. 産業の状況

(1) 産業大分類別就業者の割合（令和２年 10 月１日時点）

近隣自治体との比較では、森町は第１次産業就業者の割合が 7.7%で近隣自治体の中で３番目に高くなっています。

類似自治体との比較では、森町の第１次産業就業者の割合は比較的低く、５番目となっています。一方、森町の第２次産業就業者の割合（39.3%）は、類似自治体の中では最も高くなっています。

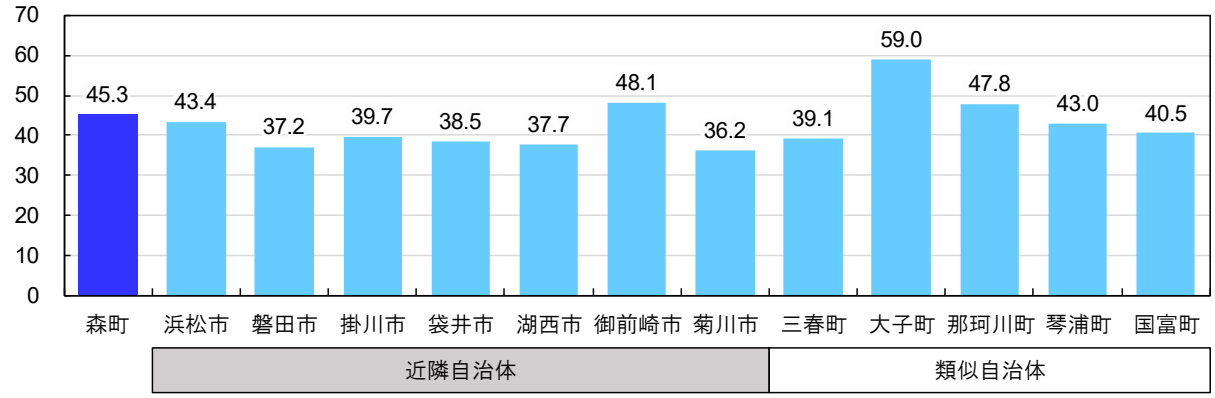


資料：令和２年国勢調査

(2) 人口千人当たりの事業所数（令和３年６月１日時点）

近隣自治体との比較では、人口千人当たりの事業所数は御前崎市が 48.1 事業所と最も多く、次いで、森町が 45.3 事業所と多くなっています。

類似自治体との比較では、大子町、那珂川町に次いで、森町は３番目に事業所数が多くなっています。



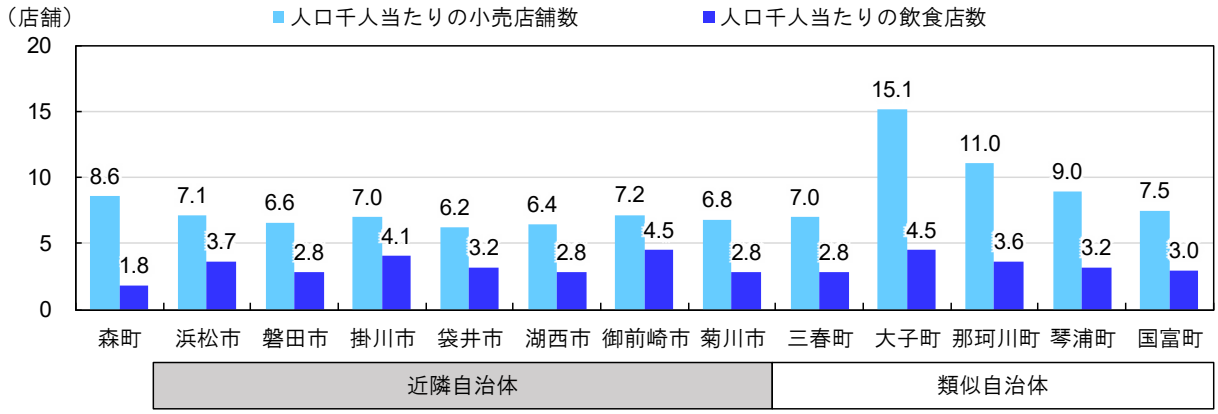
※人口は令和２年国勢調査の値

資料：令和 2 年国勢調査、令和 3 年経済センサス活動調査

(3) 人口千人当たりの小売店舗数・飲食店数（令和３年６月１日時点）

近隣自治体との比較では、人口千人当たりの小売店舗数は森町が 8.6 店舗と最も多くなっています。一方、飲食店数は森町が 1.8 店舗と最も少なくなっています。

類似自治体との比較では、人口千人当たりの小売店舗数・飲食店数ともに森町は比較的少なく、飲食店数は類似自治体の中で最も少なくなっています。



※人口は令和２年国勢調査の値

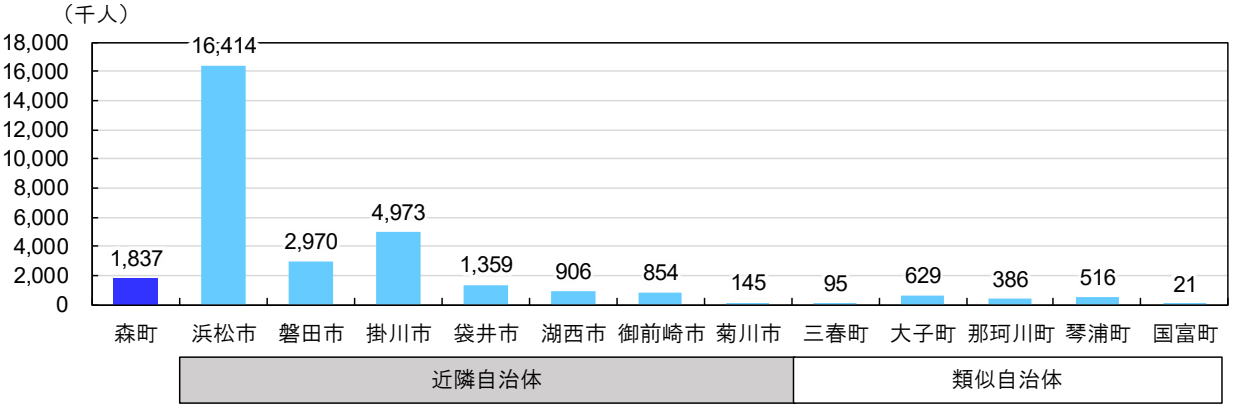
資料：令和２年国勢調査、令和３年経済センサス活動調査

(4) 観光来訪者数

近隣自治体との比較では、観光来訪者数は浜松市が最も多く、森町は４番目となっています。

類似自治体との比較では、森町の観光来訪者数が最も多くなっています。

■令和６(2024)年１月～12 月　観光来訪者数



※観光地点：観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点。以下に定める要件のうち少なくとも①を満たすものを集計対象とされている。

①観光来訪者数が適切に把握できる地点であること。

②前年の観光来訪者数が年間１万人以上、若しくは前年の特定月の観光来訪者数が５千人以上であること。

※観光来訪者：日常生活圏以外の観光地点を訪れた者。

※観光来訪者数：市区町村の観光地点を訪れた観光来訪者の実人数をカウントした値で、例えば、１人の観光地点来訪者が当該市町村内の複数の観光地点を訪れたとしても、１人と数える。

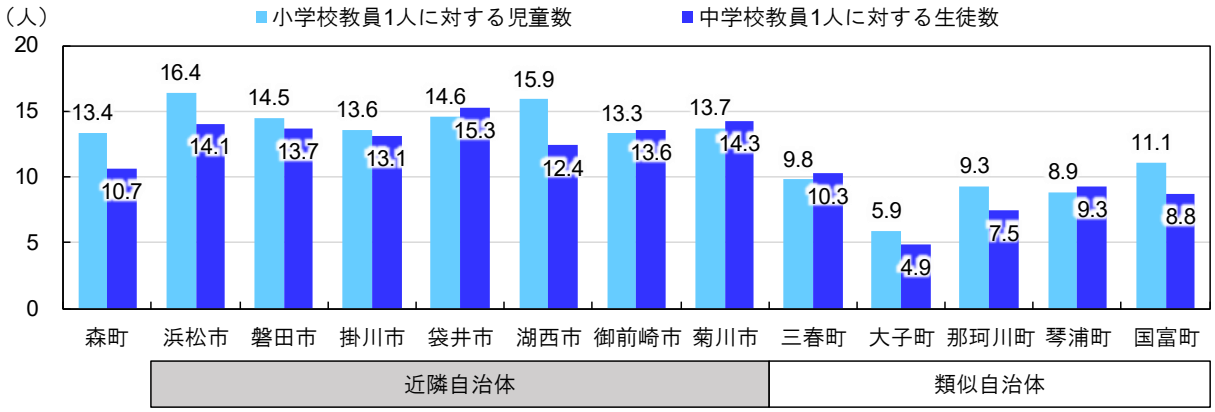
資料：デジタル観光統計オープンデータ（https://www.nihon-kankou.or.jp/home/jigyou/research/d-toukei/）を加工して作成
（令和７年９月 12 日作成）

1.3.3. その他の状況

(1) 小学校教員１人に対する児童数、中学校教員１人に対する生徒数（令和６年５月１日時点）

近隣自治体との比較では、小学校教員１人に対する児童数は浜松市、中学校教員１人に対する生徒数は袋井市が最も多くなっています。森町は、教員１人に対する児童数・生徒数ともに近隣自治体の中で少なくなっています。

類似自治体との比較では、教員１人に対する児童数・生徒数ともに森町が最も多くなっています。

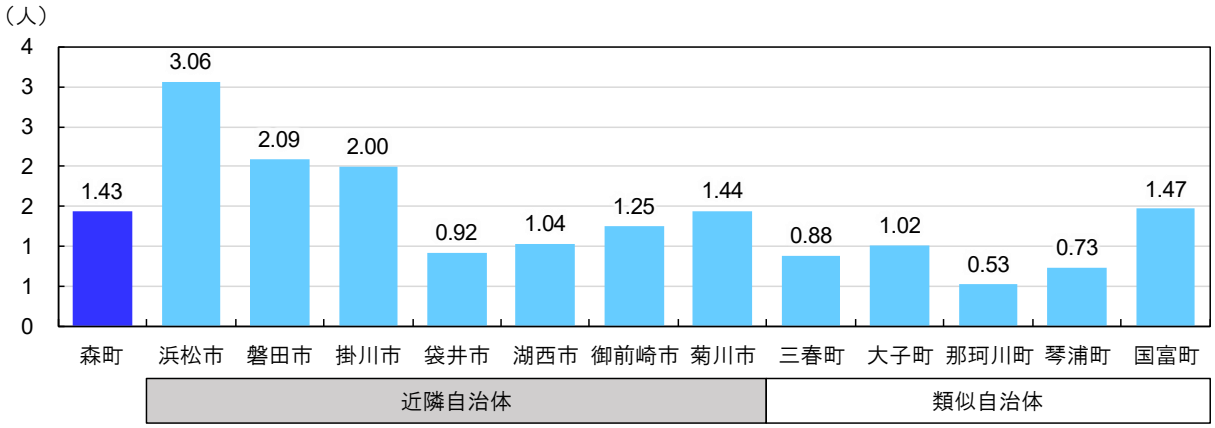


資料：令和６年度学校基本調査

(2) 人口千人当たりの医師数（令和４年 12 月 31 日時点）

近隣自治体との比較では、人口千人当たりの医師数は浜松市が 3.06 人と最も多く、森町は 1.43 人で５番目となっています。

類似自治体との比較では、国富町の 1.47 人に次いで、森町は２番目に多くなっています。



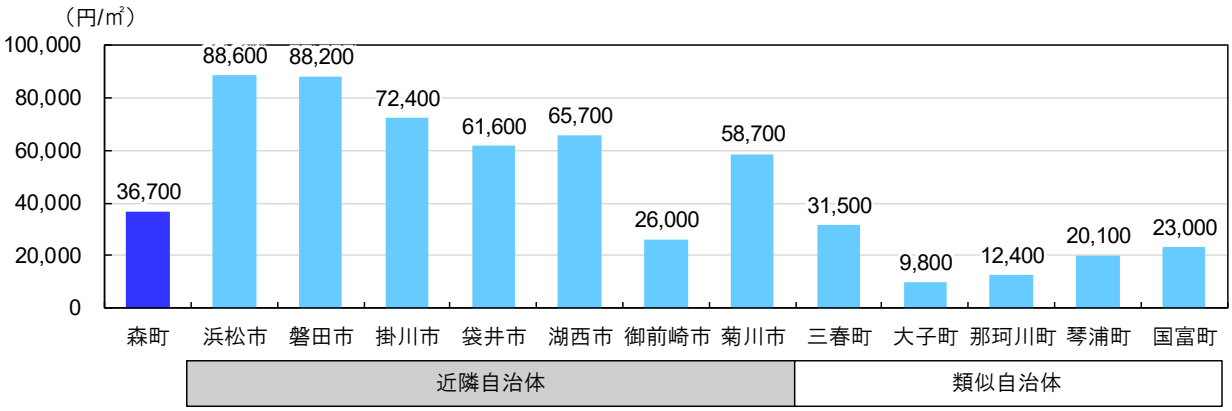
※人口は令和２年国勢調査の値

資料：令和２年国勢調査、令和４年医師・歯科医師・薬剤師統計

(3) 地価公示（令和７年）

近隣自治体との比較では、浜松市の地価が 88,600 円で最も高く、森町は 36,700 円で６番目となっています。

類似自治体との比較では、森町の地価が最も高くなっています。



	標準地番号	利用現況	価格（円/㎡）
森町	静岡森-1	住宅	36,700
浜松市	浜松中央-19	住宅	88,600
磐田市	磐田-1	住宅	88,200
掛川市	掛川-1	住宅	72,400
袋井市	袋井-1	住宅	61,600
湖西市	湖西-5	住宅	65,700
御前崎市	御前崎-1	住宅	26,000
菊川市	菊川-1	住宅	58,700
三春町	三春5-1	店舗兼住宅	31,500
大子町	大子-2	住宅	9,800
那珂川町	栃木那珂川-2	住宅	12,400
琴浦町	琴浦-1	住宅	20,100
国富町	国富-1	住宅	23,000

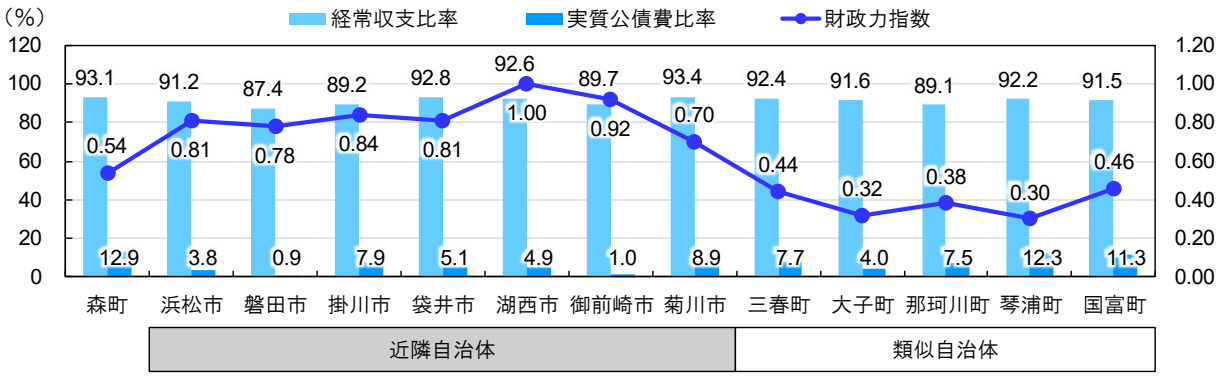
※市役所、町役場から近い位置にある標準地かつ利用現況が「住宅」または「店舗兼住宅」の地点を抽出

資料：全国地価マップ（一般財団法人 資産評価システム研究センター）
（https://www.chikamap.jp/chikamap/Portal）

(4) 財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率（令和６年３月 31 日時点）

近隣自治体との比較では、森町は、財政力指数は 0.54 で最も低く、経常収支比率は 93.1％で２番目、実質公債費比率は 12.9％で最も高くなっています。

類似自治体との比較では、森町は、財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率ともに最も高くなっています。



資料：令和５年度市区町村別決算状況調

1.4. 社会経済情勢の変化

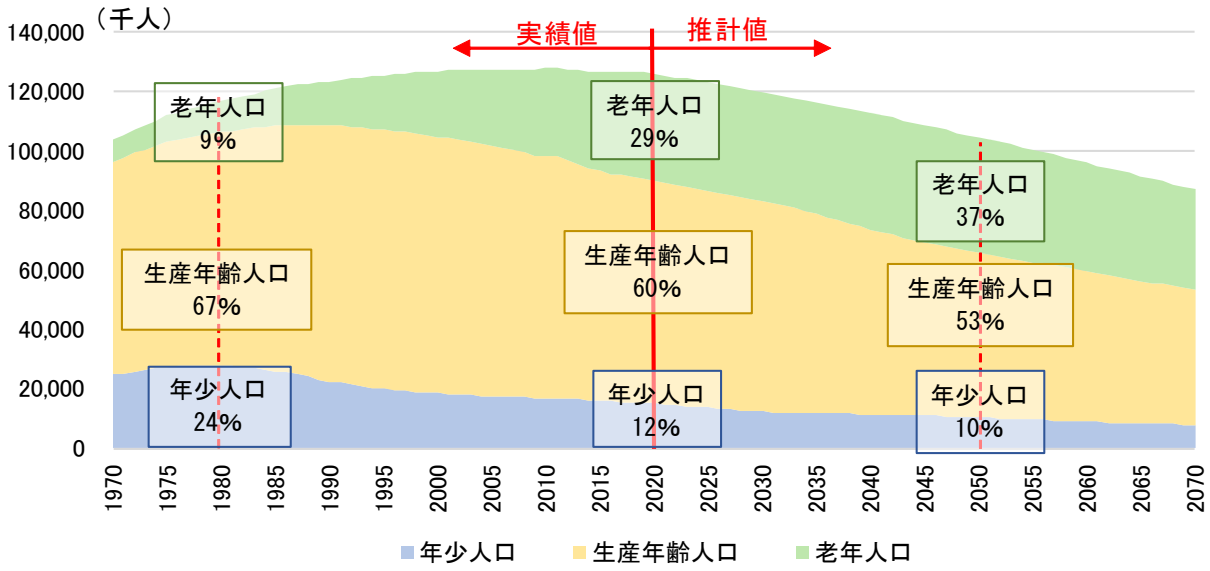
(1) 人口減少・少子高齢化の進展

我が国の総人口は、2008（平成 20）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計では、2050（令和 32）年で約 1 億 470 万人、高齢化率は約 37%になると見込まれています。さらに、2070（令和 52）年には総人口が 8,700 万人に減少し、高齢化率は約 39%になると推計されています。

合計特殊出生率は、2024（令和６）年に 1.15 と過去最低となり、出生数は 2016（平成 28）年以降 100 万人を下回り、以降減少を続けています。

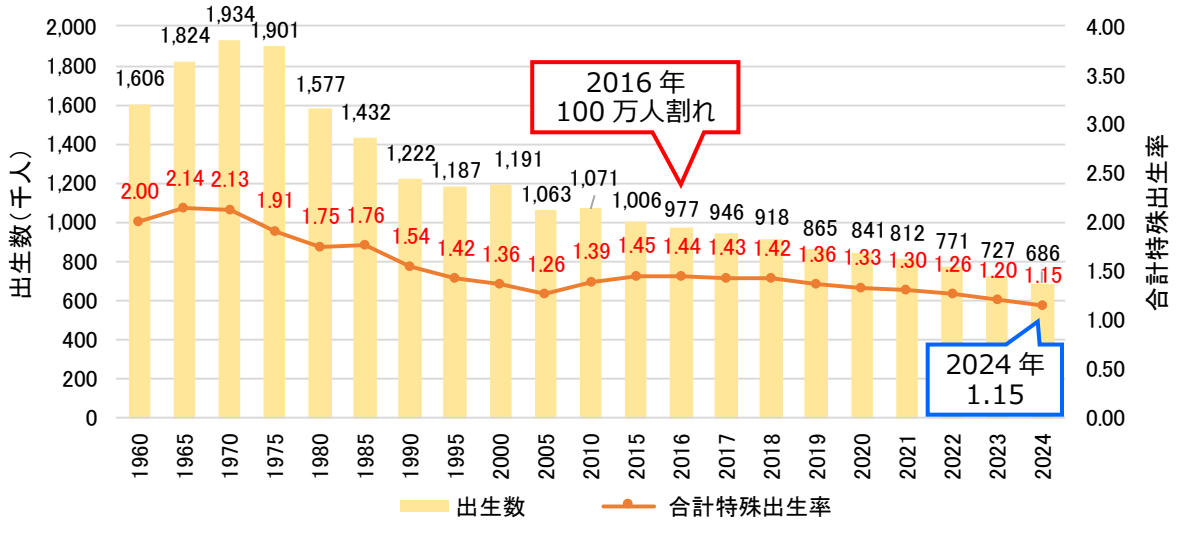
人口減少や少子高齢化により、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増加など社会の様々な面での影響が懸念されます。

■我が国の人口動向及び将来推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」

■我が国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 新たな地方創生の展開

地方創生の取組が 2014（平成 26）年に始まって 10 年が経過し、我が国全体の人口減少が続く中、産業活性化、出産・子育て支援、移住促進等の取組により、人口が増加した地域もみられます。一方、東京一極集中の大きな流れを変えるには至らず、若者や女性が地方を離れる動きが加速しています。こうした取組の成果と課題を踏まえ、日本の活力を取り戻す経済政策であり、国民の多様な幸せを実現するための社会政策である「地方創生 2.0」を起動する必要があるとして、国は、2025（令和７）年６月に今後 10 年間を見据えた「地方創生 2.0」の方向性を提示する「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定しました。

「地方創生 2.0」とは、単なる地域活性化策ではなく、我が国の活力を取り戻す経済政策であり、多様な幸せを実現するための社会政策であり、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営みであるとされています。また、「地方創生 2.0 基本構想」においては、地方創生 2.0 の目指す姿として、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創り出していくこととし、その上で、地方創生 2.0 の基本姿勢・視点を下図の通り示しています。

人口減少への認識の変化（人口減少を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策を講じる施策への転換）、若者や女性にも選ばれる地域の形成、人口減少が進行する中で地域のポテンシャルを活かした高付加価値化、AI・デジタル等の新技術の徹底活用等への対応が求められます。

■地方創生 2.0 の基本姿勢・視点



資料：地方創生 2.0 基本構想（令和７年６月 13 日閣議決定）

(3) 地球環境問題の深刻化

世界の平均気温は上昇傾向にあり、1970（昭和 45）年以降、気温の上昇スピードは加速しています。世界の平均気温の上昇は、**我が国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を拡大させるとともに、それに伴い、洪水、干ばつ、暴風雨による被害を深刻化させることが懸念されます**。

■地球温暖化の影響の現状

指標	観測された変化
世界平均気温	・1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1°C の温暖化に達した。
平均海面水位	・世界平均海面水位は、1901～2018 年の間に 0.20m 上昇した。 ・海面水位の平均上昇率は、1901～1971 年の間は、1.3mm/年であったが、1971～2006 年の間は、1.9mm/年に増加し、2006～2018 年の間は、3.7mm/年に更に増加した。

出典：IPCC「第６次評価報告書（AR6）統合報告書（SYR）の概要」より環境省作成（2024 年 11 月版）

令和２年（2020 年）10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。国と地方が協働・共創して実現するため、脱炭素先行地域において、地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組を実行しています。

2050 年カーボンニュートラルに向けて、産業、暮らし、公共交通、まちづくり等のあらゆる分野で地方創生と併せて、地域脱炭素の取組を進めていくことが不可欠となっています。

■脱炭素先行地域



出典：脱炭素地域づくり支援サイト（環境省）

(4) 国民の価値観の多様化

■ ウェルビーイング（Well-Being）が高い社会の実現

ウェルビーイング（Well-Being）とは、世界保健機関（WHO）の憲章で提唱された広い意味での健康を示す言葉で、「人々が身体的・精神的・社会的に満たされた状態が続くこと」を指します。自分らしさや地域での人間関係、自分が住んでいる環境（住宅環境や都市機能）など様々な要因の組み合わせで成り立つものとされています。

2024（令和６）年６月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（骨太方針 2024）においては、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けての取組の一つとして、「誰もが活躍できる Well-being が高い社会の実現」を掲げています。また、改革推進のための EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の強化として、行政における Well-being 指標の活用を促進するとともに、当該指標と各種政策との関係性を整理することが必要であると明記されました。

デジタル庁では「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて地域幸福度（Well-being）の導入を進めており、全国の自治体においても総合計画・総合戦略への Well-being 指標の採用が進められています。

近年、人口減少や経済成長の低迷を背景に、「生活の質」や「心の豊かさ」を重視する価値観への転換が進んでおり、町民の Well-being の向上と、今後の町政における Well-being 指標の活用の重要性が高まっているといえます。

■ 暮らし方・住まい方の変化

新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークの利用の拡大・維持や二地域居住・地方移住への関心の高まり等により、働き方・住まい方等に大きな変化が見られ、今後より一層多様化が進展していくと予想されています。

ふるさと回帰支援センターへ 2024（令和６）年の移住相談件数（面談・電話・メール・見学・セミナー参加）は、前年比で約 4.1%増の 61,720 件となり、４年連続で過去最多を記録しており、地方移住に対する関心の高さがうかがえます。

全国の多くの自治体で人口減少が進む中、都心等からの**移住先として選ばれる地域となるよう、暮らしやすさや地域の魅力の向上を図っていくことが求められます。**

(5) 国民の安心・安全意識の高まり

■ 頻発・激甚化する気象災害、巨大地震発生の高まり

我が国の国土は、気象、地形、地質等が極めて厳しい状況下にあり、毎年のように地震、津波、風水害・土砂災害等の自然災害が発生しています。近年では、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震や平成 28 年（2016 年）熊本地震、平成 30 年（2018 年）7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和２年（2020 年）７月豪雨、令和３年（2021 年）７月１日からの大雨、令和４年（2024 年）台風第 14 号、令和６年（2025 年）能登半島地震等の大規模な災害が発生しています。

南海トラフ巨大地震については、令和７（2025）年９月、政府の地震調査委員会が 30 年以内発生確率の見直しを発表し、今後 30 年以内の発生確率を「60%～90%程度以上」と「20%～50%」の２つの確率に変更しました。なお、国や地方公共団体等が防災対策を推進するにあたっては、住民等に対して、最も高い「Ⅲランク」（※）を示すことを強く推奨する、とされています。また、「疑わしいときは行動せよ」等の考え方に基づいて、２つの発生確率の中でも、より高い方の確率値（60%～90%程度以上）を強調することが望ましいとされています。

気候変動の影響による水害・土砂災害の激甚化・頻発化に加え、南海**トラフ巨大地震等の巨大地震の発生等も懸念され、自然災害対策の重要性はますます高まっています**。

※30 年以内の地震発生確率に基づきランク分けを行っており、海溝型地震の場合、確率の値が 26%以上の場合、最も高い「Ⅲランク」としている。

資料：令和７年版 防災白書
資料：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）のポイント」
（令和７年９月 26 日、地震調査研究推進本部　地震調査委員会）

■ 犯罪情勢の変化

2024（令和６）年の刑法犯認知件数の総数は、戦後最少を迎えた令和３年以降、３年連続で前年比増となっています。

また、犯罪実行者募集情報がインターネット上に氾濫しており、2024（令和６）年８月以降、SNS 等で実行犯を募集する手口による強盗等の凶悪な事件が相次いで発生したほか、SNS に起因して犯罪被害に遭った児童の数も高水準で推移しています。このように SNS 等のインターネット上で提供される技術・サービスを**悪用した犯罪の発生が顕著に見られるようになるなど、我が国の犯罪情勢は厳しい状況となっています**。

資料：令和７年版 警察白書

(6) こどもまんなか社会の実現

2024（令和６）年の小中高生の自殺者数は、統計のある 1980（昭和 55）年以降で最多を記録し、学校でのいじめや不登校等も増加傾向にあり、こどもたちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。貧困、虐待、いじめ、不登校、障害児など、困難な状況に直面するこどもたちを支える取組を強化することが必要となっています。

国においては、こどもまんなか社会の実現に向けて、各分野において取組を進めています。2023（令和５）年 12 月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（ウェルビーイング）としています。

全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、それぞれの地域の状況に応じて、幅広いこども政策を推進していくことが求められます。

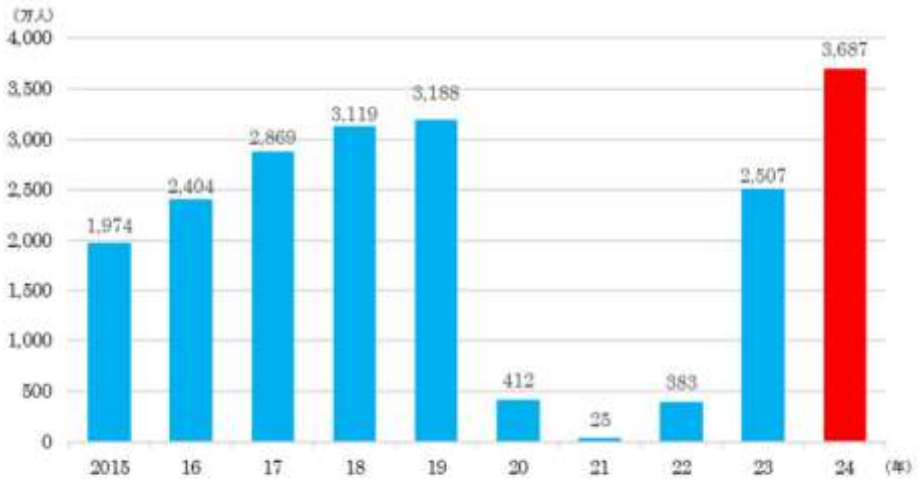
資料：こども家庭庁ホームページ

(7) インバウンドの回復

2020（令和２）年以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内外の観光需要は大きく落ち込み、全国の観光地・産業は厳しい状況に置かれましたが、2022（令和４）年 10 月の水際措置の大幅緩和、全国旅行支援の開始以降、需要は急速に回復し、2023（令和５）年は全国各地の多くの観光地で賑わいを取り戻しました。

訪日外国人旅行者数は、2022（令和４）年６月の外国人観光客の受入再開、同年 10 月の水際措置の大幅緩和等により徐々に回復し始め、2023 年（令和５）10 月には 2019（平成 31）年同月水準を超えました。2024（令和６）年には、堅調な訪日需要や航空便の回復により、東アジアのみならず、東南アジアや欧米豪等の幅広い国・地域からの旅行者が増加し、訪日外国人旅行者数は年間で 3,687 万人（2019 年比 15.6%増）と過去最高を記録しました。

インバウンドの回復基調を契機として、地域資源を活用し、外国人観光客を含む多くの観光客の誘致による地域経済の成長や賑わい創出を図っていくことが求められます。



資料：日本政府観光局（JNTO）資料に基づき観光庁作成。

出典：観光白書（令和７年度版）

(8) デジタル化の進展

デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っています。政府は 2024（令和６）年度に「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策の検討を開始し、地方創生 2.0 の「基本的な考え方」や「地方創生 2.0 基本構想」」において、デジタル・新技術の徹底活用を柱の一つに掲げています。

一方、SNS プラットフォーム事業者が提供するサービスは生活の利便性向上に貢献する一方、インターネット上で流通する誹謗中傷や偽・誤情報の流通・拡散の問題が顕在化しています。

さらに、生成 AI や仮想空間（メタバース）といった新たな情報通信技術の登場により、デジタル空間は大きく変容しています。

こうした状況を受けて、地域社会・経済の活性化に資する DX（デジタル変革）の推進やデジタル空間の健全性の確保と新たな発展の牽引、安心・安全な情報利用環境の整備等を行**うことが重要な課題となっています**。

資料：令和７年度版 情報通信白書